官報 号外
昭和二十七年四月二十五日

○第十三回国会 衆議院会議録第三十五号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)

議事日程　第三十四号

午後一時開議

第一　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案（内閣提出）（前会の続）

第二　外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　米穀の政府買入価格の特例に関する法律案（松浦東介君外二十三名提出）

第四　十勝沖地震による農林業災害の復旧費金の融通に関する特別措置法案（宇野秀夫郎君外三十八名提出）

第五　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　木船運送法案（關谷勝利君外三十名提出）

第七　日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案（内閣提出）

第八　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案（内閣提出）

第九　町村職員恩給組合法案（内閣提出、参議院送付）

第十　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

第十一　簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

●本日の会議に付した事件

日程第一　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案（内閣提出）（前会の続）

日程第二　外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三　米穀の政府買入価格の特例に関する法律案（松浦東介君外二十三名提出）

日程第四　十勝沖地震による農林業災害の復旧費金の融通に関する特別措置法案（宇野秀夫郎君外三十八名提出）

日程第五　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第六　木船運送法案（關谷勝利君外三十名提出）

日程第七　日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案（内閣提出）

日程第八　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案（内閣提出）

日程第九　町村職員恩給組合法案（内閣提出、参議院送付）

日程第十　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

日程第十一　簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、参議院回付）

戦傷病者戦没者遺族等援護法案（内閣提出、参議院回付）

午後一時四十一分開議

○議長（林譲治君）　これより会議を開きます。

第一　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案（内閣提出）（前会の続）

○議長（林譲治君）　日程第一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案を議題とし、前会の議事を継続いたします。

これより採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

（参事氏名を点呼）

（投票）

○議長（林譲治君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匿。閉鎖。

投票を計算いたさせます。

（参事投票を計算）

○議長（林譲治君）　投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

（事務総長朗読）

投票総数　二百三十三

可とする者（白票）　百六十三

明治二十五年三月三日　第三種郵便物認可

（拍手）

否とする者（青票）　七十

（拍手）

○議長（林譲治君）　右の結果、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

（拍手）

（参照）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法案を委員長報告の通り決するも可とする議員の氏名

阿左美廣治君　逢澤　寛君
安部　俊吾君　青柳　一郎君
浅香　忠雄君　浅利　三朗君
天野　公義君　新井　京太君
有田　二郎君　井手　光治君
飯塚　定輔君　池見　茂隆君
石原　登君　稲田　直道君
今村長太郎君　宇田　恒君
江崎　真澄君　江田斗米吉君
遠藤　三郎君　小川　平二君
小川原政信君　小高　熹郎君
尾崎　末吉君　尾関　義一君
越智　茂君　大石　武一君
大泉　寛三君　大上　司君
大澤高平治君　岡延右ェ門君
岡田　五郎君　岡西　明直君
岡野　清豪君　岡村利右衛門君
奥村又十郎君　加藤陸太郎君
鍋治　良作君　甲木　保君
金光　義邦君　上林山栄吉君
川西　清君　川野　芳滿君
川本　末治君　河原伊三郎君
木村　公平君　菊池　義郎君
北川　定謙君　北澤　直吉君
久野　忠治君　倉石　忠雄君
黒澤富次郎君　小金　義照君
小坂善太郎君　小西　寅松君
河野　謙三君　近藤　鶴代君
佐藤　重遠君　佐藤　榮作君
佐藤　親弘君　坂田　道太君
清水　逸平君　塩田賢四郎君
篠田　弘作君　島田　末信君
澁谷雄太郎君　島村　一郎君
首藤　新八君　周東　英雄君
鈴木　明良君　鈴木　善幸君
鈴木　仙八君　鈴木　正文君
關谷　勝利君　千賀　康治君
田嶋　好文君　田中伊三次君
田中　角榮君　田中　啓一君
田中　元君　田淵　光一君
高塩　三郎君　高田　弥市君
高橋　英吉君　高橋　禁君
高橋　禎一君　竹尾　弘君
玉置　信君　玉置　信一君
土倉　宗明君　辻　寛一君
坪内　八郎君　坪川　信三君
寺本　廣君　奈良　治二君
西藤　隆君　岡延右ェ門君
中垣　國男君　中野　武雄君
中村　清君　中村　幸八君
中村　純一君　仲内　憲治君
永井　英條君　永井　要造君
西村　直巳君　二階堂　進君
野村專太郎君　野原　正勝君
橋本　龍伍君　幡谷仙次郎君
花村　四郎君　原　健三郎君
原田　雪松君　平澤　長吉君
平島　良一君　平野　三郎君
福井　勇君　福田　篤泰君
福田　喜東君　福永　一臣君
福永　健司君　藤枝　泉介君
船越　弘君　古島　義英君
細田　榮藏君　本多　市郎君
本間　俊一君　櫻内　勝君
前尾繁三郎君　前田　正男君
牧野　寛索君　益谷　秀次君
松浦　東介君　松木　弘君
松田　鐵藏君　松永　佛骨君
松野　頼三君　松本　一郎君
松本　善澤君　丸山　直友君
三池　信君　三浦寅之助君
水谷　昇君　満尾　君亮君
南　好雄君　宮幡　靖君
宮原幸三郎君　村上　勇君
守島　伍郎君　八木　一郎君
柳澤　義男君　山口喜久一郎君
山口　好一君　山口六郎次君
山崎　猛君　山村新治郎君
吉田吉太郎君　吉武　專市君
龍野喜一郎君　若林　義孝君
亘　四郎君

否とする議員の氏名

荒木萬壽夫君　小川　半次君
大森　玉木君　金子與重郎君
川崎　秀二君　北村徳太郎君
吉川　久衛君　小林　運美君
佐伯　宗義君　笹森　順造君
椎熊　三郎君　鈴木　善雄君
高橋　定助君　千葉　三郎君
床次　徳二君　長谷川四郎君
島山　重勇君　林　好次君
原　彪君　藤田　義光君
増田　連也君　村瀬　宣親君
森山　欽司君　柳原　三郎君
吉岡　安君　井上　良二君
石井　繁丸君　石川金次郎君
大矢　省三君　岡　良一君
加藤　鯱造君　熊本　虎三君
鈴木　義男君　堤　ツルヨ君
土井　直作君　前田榮之助君
前田　種男君　松井　政吉君
松尾トシ子君　松岡　駒吉君
松澤　兼人君　松本　七郎君
三宅　正一君　門司　亮君
井之口政雄君　池田　峯雄君
江崎　一治君　加藤　充君
風早八十二君　柄澤キヨ子君
苅田アサノ君　木村　榮君
田島　ひで君　田代　文久君
田中　榮一君　高田　富之君
竹村奈良一君　立花　敏男君
櫛田作次郎君　林　百郎君
山口　武秀君　横田甚太郎君
渡部　義通君　猪俣　浩三君
上林與市郎君　田中織之進君
黒田　寿男君　中原　健次君
小平　忠君　佐竹　晴記君

第二　外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（林譲治君）　日程第二、外資に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。経済安定委員長前田正男君。

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正する法律

外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九條」を「第九條の二」に、「届出又は認可」を「認可及び届出並びに投下された外国資本の指定等」に改める。

第三條第一項第二号中、「対外支拂手段及び」を「対外支拂手段」、「内国支拂手段及び」に、「対外支拂手段及び」を「対外支拂手段、内国支拂手段及び」に改め、同項第三号中「で、その対価の支拂の期間が一年をこえるもの又は当該契約の更新の結果当該期間が通じて一年をこえるに至るもの」を削り、同号の次に次の四号を加える。

四　「持分」とは、合名会社、合資会社及び有限会社の社員の持分その他政令で定める法人の持分をいう。

五　「受益証券」とは、証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九

十八号）第二條に規定する証券投資信託の受益証券をいう。

六　「果実」とは、株式及び持分についてはその配当金、受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の収益の分配金につき当該受益権の口数に応じ受ける金額、社債、（外国において発行され、且つ、外国において支拂を受けることができるものを除く。以下同じ。）及び貸付金債権についてはその利子をいう。

七　「元本の回収金」とは、株式及び持分についてはその売却代金又は当該株式が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十二條第一項の規定により発行された利益をもつてする株式の消却につき期限の定のある株式（以下「償還株式」という。）である場合において当該消却のためその株主に交付される金銭、受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の元本の償還金につき当該受益権の口数に応じ受ける金額、社債及び貸付金債権についてはその元本の償還金をいう。

第六條中「この法律に規定する契約により」を削り、「基いて」の下に「この法律の規定により」を加える。

第八條の見出し中「許可」を「指定」に改め、同條第一項中「又は大蔵大臣」及び「又は許可」を削り、同項第三号中「更新又は継続」を「継続又は更新その他当該契約の條項の変更」に改め、同條第二項中「又は大蔵大臣」及び「又は許可」を削り、同項第二号中「又は更新」の下に「その他契約の條項の変更」を加え、同條第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四　政令で定める場合を除いては、外国投資家が株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権を取得する場合に、その取得の対価が左に掲げるもののいずれかでない場合

イ　当該取得のために対外支拂手段を合法的に交換して得た内国支拂手段その他対外支拂手段と同等の価値のあるもの

ロ　株式、持分又は受益証券で第十五條の二第一項の規定に基きその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているものを当該外国投資家が売却して得た内国支拂手段。但し、当該取得の認可を申請した日前一月以前の売却に因り取得した内国支拂手段を除く。

ハ　ロに規定する株式又は持分について、残余財産の分配金、合併に際しその株主若しくは社員に支拂われる金銭、当該株式（償還株式を除く。）若しくは持分を利益をもつて消却する場合においてその株主若しくは社員に交付される金銭、商法第三百七十九條第一項（同法第三百七十九條第三項及び第四百十六條第三項並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第五十八條及び第六十三條において準用する場合を含む。）の規定によりその株主若しくは社員に交付される代金、当該株式の発行会社が資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百九條の規定による再評価積立金の資本への組入に因り新株を発行した場合において当該株式につき割当てられた当該新株の引受権の譲渡の対価又は当該新株についての再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）第十條の規定による請求に係る分配金その他政令で定めるもの（以下「残余財産の分配金等」という。）として当該外国投資家が得た内国支拂手段。但し、当該残余財産の分配金等の支拂期日が当該取得の認可を申請した日前一月以前の日である場合を除く。

ニ　ロに規定する受益証券の元本の回収金として当該外国投資家が得た内国支拂手段。但し、当該元本の回収金の支拂期日が当該取得の認可を申請した日前一月以前の日である場合を除く。

ホ　当該外国投資家が他の外国投資家から相続、遺贈又は合併に因り取得した内国支拂手段で、ロからニまで中「当該外国投資家」とあるのをホに規定する他の外国投資家」と読み替えた場合においてロからニまでに掲げるものに該当するもの

ヘ　当該外国投資家が、当該取得のために第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定から当該取得の認可のあつた日以後拂いもどしを受けた内国支拂手段

第八條第三項中「規定は、」の下に「この法律の規定に基いて外資委員会が指定をする場合及び」を加え、「又は承認」を、「承認その他の行政処分」に改める。

第九條第一項中「利子若しくは元本の償還金」を「果実若しくは元本の回収金」に改め、同條第二項中「配当金又は社債の利子若しくは元本の償還金」を「株式、持分、受益証券又は社債の果実又は元本の回収金」に、「当該配当金、利子又は元本の償還金」を「当該果実又は元本の回収金」に改め、「持分」の下に「、受益証券」を加え、第二章中同條の次に次の一條を加える。

（外国投資家預金勘定）

第九條の二　外国投資家預金勘定は、本邦通貨をもつて表示される外国為替銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十條第三項に規定する外国為替銀行をいう。）に対する特別の預金勘定とし、外国投資家に対し開設されるものとする。

2　外国投資家が、その開設している外国投資家預金勘定に預け入れることができるものは、左に掲げるものに限る。

一　当該外国投資家が適法に所有していた株式又は持分の売却代金で第十五條の二第一項第三号（但書を除く。）に掲げる売却代金に該当するもののうち、その売却の日から三月を経過しないもの

二　当該外国投資家が適法に所有していた受益証券の元本の回収金で第十五條の二第一項第四号（但書を除く。）に掲げる元本の回収金に該当するもののうち、その支拂期日から三月を経過しないもの

三　当該外国投資家が適法に所有していた株式又は持分で第十五條の二第一項の規定に基きその元本の回収金の外国へ向けた支

拂が認められたものとされているものにつき当該外国投資家が受けた残余財産の分配金等のうち、その支拂期日から三月を経過しないもの

四　当該外国投資家が第十三條の三の規定による確認を受けた株式若しくは持分の売却代金、受益証券の元本の回収金若しくは残余財産の分配金等（以下この号において「売却代金等」という。）又はその確認を受けた請求権に係る売却代金等のうち、その確認の日から三月を経過しないもの。但し、当該外国投資家による当該確認を受けた売却代金等又は請求権の取得が、当該売却代金等又は当該請求権に係る売却代金等の支拂期日（株式又は持分の売却代金については、その売却の日）から三月経過後に行われたものであるときは、他の外国投資家が適法に外国投資家預金勘定に預け入れていたものに限る。

3　何人も、前項の規定により預け入れることができるものを除いては、外国投資家預金勘定に預け入れ、又はその預入を受けてはならない。

4　前三項に定めるものの外、外国投資家預金勘定の開設、当該勘定への預入、当該勘定からの拂いもどしその他当該勘定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章の標題中「届出又は認可」を「認可及び届出並びに投下された外国資本の指定等」に改める。

第十條を次のように改める。

（技術援助契約の認可）

第十條　外国投資家及びその相手方は、技術援助契約でその期間又はその対価の支拂の期間が一年をこえるもののうちその対価を外国へ向けた支拂により受領しようとするもの（以下「甲種技術援助契約」という。）を締結し、若しくは甲種技術援助契約の更新その他当該契約の條項の変更をしようとするとき、又は甲種技術援助契約以外の技術援助契約（以下「乙種技術援助契約」という。）の更新その他当該契約の條項の変更をしようとする場合において、当該更新その他当該契約の條項の変更の結果当該乙種技術援助契約が甲種技術援助契約となるときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該技術援助契約の締結又は更新その他当該契約の條項の変更について外資委員会の認可を受けなければならない。

第十一條第一項中「ところにより、」の下に「当該取得について」を加え、同條第二項中「左の各号の一に該当し」を「その取得が当該法人の財産の増加をもたらし」に、「配当金」を「果実又は元本の回収金」に改め、同項各号及び同條第四項を削り、同條第三項中「前項」を「前二項（前項第二号から第十号までを除く。）」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、左の各号に掲げる場合については適用しない。

一　外国投資家が、適法に株式又は持分を所有する他の外国投資家から当該株式又は持分を譲り受ける場合

二　外国投資家が、株式又は持分を相続又は遺贈に因り取得する場合

三　株式又は持分を所有する法人の合併に際し、合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人である外国投資家が、当該株式又は持分を取得する場合

四　適法に法人の株式又は持分を所有する外国投資家が、当該法人の合併に際し、当該株式又は持分に基き合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分を取得する場合

五　適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の発行会社の準備金の資本への組入に因り発行される新株の発行に際し、当該株式について割り当てられる当該新株を取得する場合

六　適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の発行会社の再評価積立金の資本への組入に因り発行される新株（再評価積立金の資本組入に関する法律第四條第一項に規定する拂込金額の定がある新株を除く。）の発行に際し、当該株式について割り当てられる当該新株を取得する場合

七　適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式の分割又は併合に因り発行される新株を取得する場合

八　適法に株式を所有する外国投資家が、当該株式に対する利益の配当に充てるため発行される新株を取得する場合

九　適法に転換株式又は転換社債を所有する外国投資家が、当該転換株式又は転換社債について転換に因り新株を取得する場合

十　外国投資家が、連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）若しくはドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）又は連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定に基き株式の回復又は持分の返還を受ける場合

十一　その他政令で定める場合

第十二條及び第十三條を次のように改める。

（受益証券の取得の認可）

第十二條　外国投資家は、受益証券でその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとするものを取得しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該取得について外資委員会の認可を受けなければならない。

2　前項の規定は、前條第三項第一号から第三号まで中「株式又は持分」とあるのを「受益証券」と読み替えた場合においてこれらの号に掲げる場合に該当する場合については適用しない。

3　前項の規定中前條第三項第一号に係る部分は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。

（社債又は貸付金債権の取得の認可）

第十三條　外国投資家は、日本の法令により設立した法人の発行する社債又は貸付金債権でその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとするものを取得しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該取得について外資委員会の認可を受けなければならない。但

し、当該取得の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以下である場合その他当該取得が外国為替及び外国貿易管理法に基く命令の規定の適用により短期の国際商業取引の決済のためのものであるとされる場合には、この限りでない。

2　前項の規定は、第十一條第三項第一号から第三号まで中「株式又は持分」とあるのを「社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらの号に掲げる場合に該当する場合については適用しない。

3　第一項但書の規定及び前項の規定中第十一條第三項第一号に係る部分は、外国為替及び外国貿易管理法の規定による制限を排除するものではない。

（投下外国資本の指定）

第十三條の二　外国投資家は、左の各号の一に掲げる株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権（以下この條において「株式等」という。）に係る果実又は元本の回収金であつてその支拂期日が当該外国投資家による当該株式等の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日。以下この條において同じ。）以後の日であるものを外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、当該株式等の取得の日から三月以内に申請して、当該株式等について外資委員会の指定を受けることができる。

一　当該外国投資家が、第十一條第三項第一号に掲げる場合（同号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合において同号に掲げる場合に該当する場合を含む。）に第八條第二項第四号イからヘまでに掲げるものを対価として取得した株式等。この場合において、第八條第二項第四号ロからニまで中「当該取得の認可を申請した日前一月」とあるのは「当該取得の日前三月」と、同項第四号ヘ中「当該取得の認可のあつた日以後」とあるのは「当該取得の日以前一月以内に」とする。

二　当該外国投資家が、第十一條第三項第一号から第三号までに掲げる場合（これらの号中「株式又は持分」とあるのを「受益証券、社債又は貸付金債権」と読み替えた場合においてこれらの号に掲げる場合に該当する場合を含む。）に他の外国投資家からの譲受（内国支拂手段を対価とする譲受を除く。）に因り又は相続、遺贈若しくは合併に因り取得した株式等で、当該他の外国投資家又は被相続人、遺贈者若しくは合併に因り消滅した法人（当該株式等が相続、遺贈又は合併に因りこれらの者が取得したものであるときは、政令で定める者を含む。）について第十五條又は第十五條の二第一項の規定に基き既に当該株式等の果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされていたもの

三　株式又は持分で第十五條の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているものを適法に所有する当該外国投資家が、第十一條第三項第四号から第八号までに掲げる場合に当該株式又は持分につき取得した株式又は持分

四　転換社債又は転換株式で第十五條又は第十五條の二第一項の規定に基き既にその果実又は元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているものを適法に所有する当該外国投資家が、第十一條第三項第九号に掲げる場合に当該転換社債又は転換株式につき取得した株式

五　当該外国投資家が、第十一條第三項第十号に掲げる場合に第八條第二項第四号イからヘまでに掲げるものを対価又は対価に相当するものとして回復を受けた株式。第一号後段の規定は、この場合について準用する。

六　第十一條第三項第十一号に掲げる場合に当該外国投資家が取得した株式又は持分その他の株式等で政令で定めるもの

（技術援助の対価等の相続等の確認）

第十三條の三　外国投資家は、相続、遺贈又は合併に因り技術援助の対価若しくは株式、持分、受益証券、社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金若しくは残余財産の分配金等（以下この條において「対価等」という。）又はこれらのものの請求権を他の外国投資家から取得し、当該対価等（当該請求権に係る対価等を含む。）又は当該残余財産の分配金等（当該請求権に係る残余財産の分配金等を含む。）を生じた株式若しくは持分の元本の回収金の外国へ向けた支拂が、第十五條又は第十五條の二第一項若しくは第二項の規定に基き当該他の外国投資家（当該対価等又は当該請求権が相続、遺贈又は合併に因り当該他の外国投資家が取得したものであるときは、当該他の外国投資家以外の政令で定める外国投資家を含む。）について認められたものとされているものである場合において、当該対価等又は当該請求権に係る対価等を外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、前條の規定の適用を受ける場合を除く外、外資委員会規則で定めるところにより、当該外国投資家が当該対価等又は当該請求権を取得した日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）から三月以内にその旨を外資委員会に届け出て、その確認を受けることができる。

第十四條の見出しを「（認可、指定又は確認の條件）」に改め、同條中「認可」の下に「、指定又は確認」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「規定する條件」の下に「及び前項の規定による変更後の條件」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律の規定による認可、指定又は確認を受けた外国投資家が、外資委員会規則で定めるところにより、前項の規定により附された條件の変更を外資委員会に申請した場合には、外資委員会は、当該申請につきやむを得ない事情があると認めたときに限り、これを変更することができる。

第十五條を次のように改める。

（技術援助の対価又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金の送金の保証）

第十五條　第九條の規定により技術援助の対価若しくは社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする場合において、当該社債若しくは貸付金債権につき第十三條の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該対価（当該認可が当該技術援助契約の更新その他当該契約の條項の変更に係るものであるときは、その支拂期日が当該認可の日以後の日であるものに限る。）又は当該果実若しくは元本の回収金（その支拂期日が当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）以後の日であるものに限る。）の外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、前條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

（株式、持分又は受益証券の果実又は元本の回収金等の送金の保証）

第十五條の二　第九條の規定により株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとする場合において、当該株式、持分若しくは受益証券につき第十三條の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、左の各号に掲げるものであつてその支拂期日が当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）以後の日であるものの外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

一　当該株式、持分又は受益証券の果実

二　当該株式（償還株式に限る。）の利益をもつてする消却金

三　当該株式又は持分の売却代金で、その売却が当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この号において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年経過後に行われたもの。但し、当該外国へ向けた支拂がその売却の日から三月経過後に行われるものであるときは、その売却の日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

四　当該受益証券の元本の回収金。但し、当該外国へ向けた支拂が当該元本の回収金の支拂期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支拂期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

2　左の各号に掲げるものの外国へ向けた支拂は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該各号の外国投資家について認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

一　株式又は持分で前項の規定に基きその元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされているものにつき外国投資家が受ける残余財産の分配金等のうち、当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされている当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この号において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年経過後のもの。但し、当該外国へ向けた支拂が当該残余財産の分配金等の支拂期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支拂期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

二　外国投資家が開設している第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定につき生ずる利子

（送金を保証された株式、持分又は受益証券の元本の回収金等の送金額の制限）

第十五條の三　外国投資家が、前條

第一項の規定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分の売却代金の外国へ向けた支拂をする場合において、当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年を経過した日の属する年以後の各年におけるその三年を経過した日又はその日の応当日から一年間の各期間においてその外国へ向けた支拂をした当該売却代金の合計額が、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分で当該外国投資家がその三年を経過した日において所有していたもの（以下この項において「送金可能株式等」という。）の株数の総数又は持分に係る出資の価額の総額（有限会社の持分については、出資の口数の総数）の百分の二十に相当する株数又は出資の価額（有限会社の持分については、出資の口数）の送金可能株式等の売却代金の合計額をこえることとなるときは、そのこえる金額に相当する売却代金については、前條第一項の規定は、適用しない。

2　外国投資家が、前條第一項の規定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる受益証券の元本の回収金で、その支拂期日の属する年以後の各年におけるその支拂期日からその日の応当日から一年間の各期間において外国へ向けた支拂をすることができるものは、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる受益証券の元本の回収金のうち、その金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限るものとし、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する元本の回収金については、前條第一項の規定は、適用しない。

3　外国投資家が、前條第二項の規定に基き外国へ向けた支拂が認められたものとされる株式又は持分について残余財産の分配金等で、当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年を経過した日の属する年以後の各年におけるその三年を経過した日又はその日の応当日から一年間の各期間において外国へ向けた支拂をすることができるものとされる残余財産の分配金等のうちその金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限るものとし、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する残余財産の分配金等については、前條第二項の規定は、適用しない。

4　第一項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分の売却代金ごとに、前項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分についての残余財産の分配金等ごとに、それぞれ各別に適用する。

（確認を受けた技術援助の対価等の送金の保証）

第十五條の四　外国投資家が、第十三條の三の規定により同條に規定する対価等又は請求権について確認を受けたときは、当該外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により、当該対価等若しくは当該請求権に係る同條に規定する対価等又はこれらのもので第九條の二第二項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられたものにつき生ずる利子の外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、第十四條の規定により外資委員会が條件を附した場合においては、当該條件に従わなければならない。

第二十四條中「契約を締結し、若しくは更新し」を「技術援助契約を締結し、若しくは当該契約の更新その他当該契約の條項の変更をし」に改め、「持分、」の下に「受益証券、」を加え、同條に次の一項を加える。

2　外資委員会は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、左に掲げるものに関し、外国投資家又はその相手方その他の利害関係人から報告を求めることができる。

一　この法律の規定による認可を受けて締結し、又は更新その他契約の條項の変更をした技術援助契約

二　この法律の規定による認可を受けて取得した株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

三　この法律の規定による届出をした株式又は持分

四　この法律の規定による指定を受けた株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

五　この法律の規定による確認を受けた第十三條の三に規定する対価等及び請求権

六　この法律の規定により附した條件の履行状況

七　この法律の規定により閉鎖した外国投資家預金勘定

第二十六條第一号を同條第二号とし、同條第二号を同條第三号とし、同條第三号を同條第五号とし、同條に第一号として次のように加える。

一　第九條の二第三項の規定に違反した者

第二十六條に第四号として次のように加える。

四　第十二條第一項の規定に違反した者

第二十七條中「又は虚偽」を「又は同項若しくは第十三條の三の規定による届出をなすに際し虚偽」に改める。

第二十八條中「第二十四條」の下に「第二項若しくは第三項」を加える。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項を附則第四項とし、附則第七項を附則第五項とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　外国投資家がこの法律施行前にその締結若しくは更新その他契約の條項の変更又は取得について改正前の外資に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定による認可を受けた技術援助契約又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権（以下「株式等」という。）及び外国投資家がこの法律施行前に改正前の法附則第四項の規定による指定を受けた株式又は持分に係る技術援助の対価、配当金、利子又は元本の償還金のうち、改正前の法第十五條第一項又は同法附則第四項の規定に基き外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとされているものについては、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律（以下「改正後の法」という。）第十五條又は第十五條の二の規定に基き外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとする。但し、配当金については、当該株式若しくは持分がこの法律施行前に当該外国投資家により取得されたものであるとき、又は当該株式若しくは持分の当該外国投資家による取得が改正後の法第十一條第三項各号に掲げる場合における取得に該当しないときに限る。

3　外国投資家が、この法律施行前にその取得した株式等についてその果実又は元本の回収金（それぞれ改正後の法第三條第一項に規定する果実又は元本の回収金をいう。以下同じ。）のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている果実又は元本の回収金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合、外国投資家が、この法律施行前にその取得した技術援助の対価又は株式等の果実若しくは元本の償還金のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている対価、果実又は元本の償還金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合及び外国投資家が、この法律施行前にその取得した技術援助の対価又は株式等の果実若しくは元本の償還金の請求権に係る当該対価、果実又は元本の償還金のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされている対価、果実又は元本の償還金以外のものを外国へ向けた支拂により受領しようとする場合においては、左の表の各項に掲げる條項の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、当該條項を適用する。

條項	読み替えられる字句	読み替える字句
第十三條の二	当該外国投資家による当該株式等の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該株式等の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該日又は当該外国投資家が当該相続の開始若しくは遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
	当該株式等の取得の日から	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日から
第十三條の二第一号	対価として	対価として昭和二十年九月二十四日以後
第十三條の二第六号	第十一條第三項第十一号に掲げる場合に当該外国投資家が取得した株式又は持分その他の株式等で政令で定めるもの	外資に関する法律の一部を改正する法律による改正前の外資に関する法律第十一條第一項の規定による認可を受けて当該外国投資家が取得した株式又は持分
第十三條の三	当該外国投資家が当該対価等又は当該請求権を取得した日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該対価等又は当該請求権の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該日又は当該外国投資家が当該相続の開始若しくは遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
第十五條	当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該日又は当該外国投資家が当該相続の開始若しくは遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
第十五條の二第一項	当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日（当該取得が	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該外国投資家による当

	相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続又は遺贈を知つた日）	該株式又は持分の取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該日又は当該外国投資家が当該相続の開始若しくは遺贈を知つた日のいずれかおそい日）
第十五條の二第一項第一号	果実	果実（外資に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定に基き外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により外国へ向けた支拂が認められたものとされているものを除く。）
第十五條の二第一項第三号	当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この号において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日
第十五條の二第二項第一号	当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その元本の回収金の外国へ向けた支拂が認められたものとされている当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この号において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日
第十五條の三第一項及び第三項	当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支拂が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）	外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日

備考　この表において「外資に関する法律の一部を改正する法律」とは、この法律をいう。

4　外国投資家は、この法律施行前に改正前の法第十一條第一項の規定による認可を受けてこの法律施行後取得した株式又は持分で、その配当金が附則第二項の規定の適用により外国へ向けた支拂が認められたものとされているもののうち、当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が改正後の法第十一條第三項各号に掲げる場合における取得に該当しないものの元本の回収金を外国へ向けた支拂により受領しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、この法律施行の日から三月以内に申請して、当該株式又は持分について外資委員会の指定を受けることができる。

5　前項の規定による外資委員会の指定は、改正後の法第十三條の二の規定による指定とみなす。

6　前項の規定の適用がある場合における改正後の法第十五條の二第一項の規定の適用については、同項中「左の各号」とあるのは、「第二号及び第三号」とする。

7　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前田正男君登壇〕

○前田正男君　ただいま議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のごとく、日本経済の自立と発達をはかり、国際収支の均衡を維持するには、国内における資本の蓄積とともに、民間外資の導入がきわめて必要でありますので、昭和二十五年五月、外資に関する法律が制定せられ、さらに昭和二十六年四月、この法律が改正されました。本法は、外国資本の投下について認可または届出の制度をとり、日本経済の自立、発展及び国際収支の改善に寄与するものに限つて投下を認めるとともに、それに伴う海外送金の保証措置を設けたものであります。しかるに、今や平和條約の発効とともに対日投資の活発化が予測されますので、これら制度による制限は漸次緩和すべき時期に立ち至つたと認められるのであります。よつて、この際、外国投資家の投資を容易にして外資導入の促進をはかるため、外国投資家による株式等の取得の制限を緩和し、かつ外国投資家が取得した株式の売却代金その他の元本の回収金について、その海外送金を保証し得る道を開き、かつ新たに株式等についても指定及び確認によつて送金の保証を與える制度を設ける等の措置をとることにいたしたのであります。

すなわち、本案改正の要点は、第一は認可制度の改正、第二は送金保証制度の拡大、第三は株式等の指定及び果実または元本の回収等に関する確認の制度の設定であり、第四は外国投資家預金勘定の設定であります。

本案については、去る四月二日提案理由の説明を聴取し、引続き十六日、十九日及び二十三日に審議をいたしましたが、その詳細は委員会の速記録に譲ることといたします。

昨二十三日、その討論を行いましたが、福田委員は自由党を代表して、導入外資の増加をはかるためには従来の制限を緩和することは当然の措置であると賛成の意見を述べられ、有田委員は改進党を代表して、本案はわが国経済自立のために貢献するものであるが、これがためにわが国経済に禍根を残さざるよう、その運営に遺憾なからんことを望んで賛成の意見を述べられました。また風早委員は日本共産党を代表して、わが経済的独立のためには、外資の導入、特にアメリカ外資の導入は好まないとて反対の意見を述べられました。

次に採決に入りましたが、多数をもつて原案の通り可決されました。

右御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（林譲治君）　討論の通告があります。順次これを許します。中崎敏君。

〔中崎敏君登壇〕

○中崎敏君　日本社会党を代表いたしまして、本法案に反対の意思を表明せんとするものであります。

私は外資導入の必要性を否認せんとするものではありません。ただ、しかしながら、いたずらに他力本願であつてはならないと思うのであります。まず経済自立の心構えが、政府においても、さらに民間においてもできていないということを認めなければならぬのであります。

日本経済の安定のためには、政府と民間と打つて一丸となつて、あらゆる努力が傾けられなければならぬと思うのであります。池田大蔵大臣は、三月危機はまつたく荒唐無稽のものであるというふうな言明を本会議においてなしたのでありますが、三月危機はすでに四月危機に及び、前途暗澹たる状態に置かれておるのであります。さらにまた、アジア大陸との貿易並びに東南アジアとの貿易は、日本経済自立のために必要欠くべからざるものであることを信ずるのであります。しかるに、吉田総理大臣は、アジア大陸との貿易についてはあまり重点を置く必要がないということをしばしば言明しておるのでありますが、かくのごとき考え方をもつていたしましては、日本経済自立というものは当然あり得ないと信ずるのであります。

さらにまた金融の面におきましても、公債を発行いたしまして、いわゆるオープン・マーケット・オペレーションによりまして民間の遊資を吸収し、一面においてインフレを防止しつつ、さらに産業開発の面に一段と飛躍すべきものだと考えるのであります。さらにまた、政府と日本銀行と市中銀行との間に十分に意思の疏通が行われないために、日本の金融は相当混乱しておるような実情にあるのであります。こうした問題を解決いたしますには、計画経済を確立することによつて、日本産業の健全なる発展と民生の安定とに努力せなければならぬのであります。

しかるにかかわらず、政府は行政機構の改革に名前をかりまして、経済安定本部をさらに縮小せんとする考えを持つておるのでありますが、これは時代逆行とも申すべきものでありまして、世界の実情より見ましても、明らかにこれは時代の流れを逆に行くものだといわなければならぬのであります。こうした点を考えてみますと、政府においては、この際根本的にその方針、計画を改めまして、まず自己の力によつて日本の経済を前進せしめるという、あらゆる努力と熱意を傾けなければならぬと信ずるのであります。

第二に、民族資本の防衛の見地から本法案に反対をするものであります。日米安全保障條約と、さらに軍事協定と、これに関連するところの再軍備の計画は着々と進んで参りまして、国民の犠牲と負担とは莫大なものがあるわけであります。やがては、しかばねを大陸にさらし、無名の戦いにかり立てられるところのおそれがないと何人が保証できましようか。この代償といたしまして、政府はよろしくアメリカに対して政治借款の要請をなすべきものと考えるのであります。政府が鳴りもの入りで宣伝して来ましたところの外資はうやむやとなつております。特に政府は秘密外交に終始いたしまして、政治借款の導入について、いわゆる国民外交によつて強く主張していないから、うやむやな結果になるのであります。この際、政府は、さらに謙虚な気持を持つて、国民とともに政治借款等を獲得することによつて、日本経済の再建の上に一段の努力をなすべきものと信ずるのであります。

コマーシャル・ベースによる借款につきましては、三月末現在において、いわゆる繊維工業に対しては一二三%の外資が入つておるのであります。さらに化学工業に対しましては一四%、鉄鋼、金属に対しては一二%入つておるのであります。これらのものにつきましては、すでに外国の資本家が経営に参加し、はなはだしきに至つては、

この企業の主体性を掘つておるような状態でありまして、日本の企業は手も足も出ないような状態に追い込まれておるものもあるのであります。外国におきましては、工業法等を設けまして、重要産業と公益事業に対しましては、外国の資本がいたずらにそれらの工業に圧迫を加えることを防いでおるのであります。フィリピンにおきましては、鉱業、発電、公益事業は外国企業によつて経営することができないということになつておるのであります。インドにおきましては、原則としてその企業の支配権の過半数はインド人によつて占められなければならぬと規定しておるのであります。

以上、各国多少の差はありますが、本法案ほど寛大なものは他に類例を見ないのであります。一九五〇年の秋、イスラエル国会を通過しました外資法でさえも、これほど寛大なものではないのであります。今後、本法案が国会を通過したあかつきにおいては、外国資本が日本の産業を牛耳り、日本経済は隷属的地位に置かれ、八千五百万の同胞は奴隷的存在になることをおそれるものであります。この意味において、政府は外資法をいま一度再検討すべきであると考えるのであります。その時期は、講和條約の発効後、曲りなりにも自主権を回復した適当の機会において、これをなすべきものだと考えるのであります。一たび與えた既得権は、容易にとりもどすことはできないのでありまして、こういう点においても、この外資法については慎重なる態度をもつて臨まなければならぬと考えるのであります。

この意味合いにおきまして、私は日本社会党を代表いたしまして、本法案に反対するものであります。（拍手）

○議長（林譲治君）　横田甚太郎君。

（横田甚太郎君登壇）

○横田甚太郎君　自由党の諸君、外資の種々相を見きわめよう。

三原山で日本人三十七名を殺した飛行機のことを知つているだろう。機名はもく星号と呼ばれていた。この名は日本名である。だが、機体とその本質はアメリカのマーチン二〇二号と呼ばれ、ノースウエスト社がマーチン社から購入した同型機だ。この飛行機は、二十五機のうち五機が、過去二箇年間にアメリカで遭難している。アメリカの操縦士組合が乗務することを拒否し、ノースウエスト社の幹部が総辞職した因縁つきのボロ飛行機だ。日航内部でも、運航関係者が契約に反対した。そのようなやつかいものだ。戦後、飛行機もなく、飛行機を選択する自由を持たぬ日本人の不自由さを幸いに、自由党に言わせれば和解と信頼に満ちた米国の好意で飛行機を飛ばせたと喜んだしろものがこれだ。

このやつかいなボロ飛行機で、日本航空株式会社という、藤山愛一郎を会長とし、柳田氏を社長とした、おめでたい会社ができ上つたと喜んだのも、ついこの間のことではないか。現行の汽車賃、電車賃、電気・水道料金にさえ耐えられない国民大衆をしり目に、何でもうけたのか、敗戦後の国民でありながら、高い料金も苦にならず、アメリカにつながることにおいて、ふところのふくらんだ人々が、アメリカを信じ、この会社の組織と、この飛行機を利用し、早くて快適な空の旅を味わうために飛び立つたのだ。あわれなこの人たちの行く先は、大阪でも博多でもなかつた。あすの日本への飛行でもなかつた。自殺で名高い三原山の黒い火山灰に自己の血を吸わせる残忍な旅だつた。大辻司郎も笑つては死ななかつたはずだ。（発言する者あり）やじつておるやつは、ばかさかげんをよく考えてみろ。

この気の毒な人たちの死にお悔みを述べなければならないのは、あわてて、アメリカ飛行機の傀儡となり、会社の責任を持たしてもらつたと喜んだ、日本戸籍のアメリカ人、日航の人々であつた。日航の人々は何の責任を持つていたんだ。運航と機体の選択、航空とその実権、もうけの実体は米人が握り、それをごまかすために日本人の名とつらが並べてあつたのが日航の組織でなかつたか。日本国民の怒りに対しては、米人に奉仕する日本人を正面に立ててあやまらせる。もうけは巧妙に米国人にせしめられている。三十七名の生命は、このからくりをあばき、日米無批判的な提携への死の抗議となつたこの事実を忘れるな。

ドルの日本への投下とは、こんなにも残忍なものなのだ。国民は、このからくりを、はつきり知つて来たのだ。米軍が日本におる限り、結局日本人は切符売りなんだ。切符売りをさせてもらつておるやつだけがいばつておる。自由党も切符売り政党なんだ。このあわれさを知らない手合いが自由党のから元気なんだ。自由党の言う外資の導入、戦後日本への最初の飛行機を通じての日米協力。アメリカの政治と、そのドル資本家に、もうけ以外に一片の誠意だになかつた。物的表現としての飛行機はボロで、金もうけにほうけていたのが三原山の惨劇なんだ。信用を落してもいい、もうけだけを得たいというのが、ドル資本の日本への進出だ。さればこそ、実利と実力のある中国、ソビエトとの貿易を許さず、世界経済会議に参加させずに、この通商産業上の無理から生ずる破綻を押えるために武装化し、われ〳〵を生命としては扱わずに、肉弾として数えているのが、アメリカと日本との経済提携なんだ。

戦後の日本は、マッカーサー帝国といわれていた。米人のみが気ままをしていた日本の国柄だつたのだ。その帝王が最も好んで独占したのが相互ビルだ。ビルもよかつた。地の利もよかつた。これほど日本で便利なところがなかつたのだ。日本の国民は住宅難であえいでいるのに、その日本人をしり目に、日本で一番よいこの土地の近くに日活国際ビルが建つたのを知つているだろう。きれいで、がんじようで、豪壮なもので、ここにはホテルがあるのだ。（発言する者あり）自由党のやじつている手合いも、かい性があるなら、遠慮することはないのだ。この土地に建つた建物は日本の名前がついているから、ここへ行つてとまつてみろ、一晩最低三千二百円から一万八百円で、六段階にわかれて、とまらせてくれるのだ。

この建築費は、一体どこから出ているのだ。そうして、だれに利用されているのかを考えてみろ。この金がかせぐところの利益は、だれからしぼつて行くんだ。この建物が、現代日本の国民大多数と何の関係があるんだ。資本は貪欲に利益を求めて、人の世の中をのたうちまわつているのだ。人と人との間に打立てねばならない基本的人権さえも蹂躙し、国と国との通商に干渉し、ひいては平和までも乱して、ドル資本は人権を無視して、世界の各地に戦争と破壊を強行しているのだ。資本の代表的なものがドルで、特にアメリカ資本の貪欲は、米国内でさえ自国民の生活に脅威を與え、ストライキをもつて闘わねば生活を守れない大衆を日々多

くし、アメリカの政治も経済も外交も悲鳴をあげているのじゃないか。

この国内の苦しい問題の解決をごまかすために、はけ口を排外問題に持ち込んで、ゆえなき殺人戦争をおつ始め、原爆と細菌でおどして、十余万の米国人を殺し、朝鮮人民の財宝と人命を奪い、世界平和のための国連機構をさえも自国の利益のために私し、その機能を喪失させ、平和のために話し合う国連機関を中ソへの戦争宣伝機関にしてしまつたのだ。世界の争いを大きくしてしまつたのだ。

さらに、アメリカ資本のもうけのために、マーシャル・プラン、ポイント・フォア等の対外的な諸政策をつくつては、他国の経済的な貧困に乗じ、自主権を奪い、他民族の領土と人口と資源を米国のための前進基地化しているではないか。ドルの入るところには必ず血が流れるのだ。ドルにつながる人々を買弁化させ、売国的政権を強要するからなんだ。ドルは、他国民を尊重せずに、むしろその政治的自主権を強奪して行くのだ。国を愛え、民族の独立を念願とする国民大多数の愛国心と激突するのは理の当然なんだ。

戦争中、石油の一滴は血の一滴に相当するといわれた事実を知つているだろう。日本石油資本の七八%は、すでに米英資本に毒されているではないか。生産能力百万トン、日本石油精製の二五%を占める生産設備の四日市燃料廠はドル資本にねらわれている実を忘れているのか。この復興のためには、世界に冠たる旧海軍の技術者たちがあるじゃないか。この人たちを見殺しにして、ドル資本への身売りをあせつているところの自由党のはかない政策、ここに大きな無理があるから国内は混乱するのだ。

日米経済協力が叫ばれてからの日本は、一体どうなつて来た。警察が丸腰からこん棒へ、こん棒からピストルへとかわり、今では実弾をぶつぱなす暴力団となつているじゃないか。予備隊は米国軍隊のお先棒となり、講和とともに贈らればならないアメリカ軍の駐留を公然化し、日米安全保障、行政協定、刑事特別法、さらに破防法をつくつては労働者にけんかをふつかける。ゼネストの中に全国民の反抗を誘発し、毎日、毎時、日本の各所で武装警官が国民の各層と衝突している事実は何を物語つているか。常に衝突の相手は警察であるという事実を忘れるな。人類多数の貧困化をよそに、飽くなくもうけを求めて、世界の森に、世界の川に、世界の土地に、その強欲な触手を伸ばして行く、世界をドル資本の支配下に収めようとしているのがドルの正体なんだ。アメリカの政治も経済も、これに全部奉仕しているのだ。

自由党よ、東京で毎日何を見ているのだ。（発言する者あり）やつているぴまがあつたら、外へ行つて見て来い。日本商品が滞貨に悩んでいるのに、日本の政治経済の中心地、日本人口の一割を占める東京市場では、米国製品が氾濫して、よけいに日本の産業を圧迫し、失業と不況をつのらせているではないか。道路には米国自動車のみが充満している事実を忘れるな。外資に対する現行程度の保護規定でさえ、外資は形をかえて、こんなにはびこり、日本経済を乱している。この上になお外資を優遇するための改正法とは、何という愚策なんだ。

安本官僚は、逃げ口上に、この法律は、日本経済の自立とその健全な発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め云々と言つているが、ドル資本の犬である自由党吉田安保政権が、経済の再建自立のためは資本の統制なんかできるものか。東京温泉に遺憾の意を表明してみた。無用有害な建築関係にちよつと文句は言つてみた、人身売買にも云々はしてみたものの、政府が日本経済を日本国力による自立のために施策し、そのよき成果が現われた何があるのだ。

自由党の吉田、池田、周東の大臣は、努力すれば外資は入ると言うが、その努力は、外資の貪欲へのへつらいなんだ。共産党の努力は、みずからの力で断じてなし遂げる日本の自立なんだ。そこにのみ国際間の正常関係が回復され、日本の独立と富と繁栄が待つているのだ。ここにおいてこそ、外国資本は日本を見下げることなく、安心して世界の平和と日本の発展のために、政治的条件を伴わずに、平等に導入されて来るのだ。

日本で今必要なのは、ドル資本の導入のための無条件降服ではないのだ。むしろ、日本市場を荒す米国資本とその商品の排撃なんだ。ボイコットなんだ。これこそが、日本経済に課せられた第一課題なんだ。この日本経済の要請を無視し、逆にドル資本の利得のために日本を破壊する、外資優先のための外資法改正には、日本共産党は断固反対であります。

外資優先は日本の国土を荒し、日本人を原爆と細菌の中で必ず大量に殺す。広島と三原山の惨劇を繰返すことによつて……。

○議長（林譲治君）　横田君、簡単に願います。

○横田甚太郎君（続）　初めて日本の国民の憤激となり、その中で、この法と君たちはもみくちやにされるだろう。

○議長（林譲治君）　時間が来ましたから簡単に願います。

○横田甚太郎君（続）　それまで、わずかの安穏の中に、かつてな暴言でも言つていろ。りくつを言つても正論を吐いても絶対に聞かず、絶対多数の上にあぐらをかいて、かつてな議決をして行く自由党には、あつた事実を述べて抗議し、実力をもつて抗争する以外に手はないのだ。

日本共産党は、日本の国土と人民をねらうドル資本の狂奔を許さないのだ。ドル資本への日本の身売りに対しては、全国民の力を結集して、日本経済の自立と民族独立のために闘うことを表明して、外資法改正反対の意見を述べておきます。（拍手）

○議長（林譲治君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林譲治君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三　米穀の政府買入価格の特例に関する法律案（松浦東介君外二十三名提出）

第四　十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（宇野秀次郎君外三十八名提出）

○議長（林譲治君）　日程第三、米穀の政府買入価格の特例に関する法律案、日程第四、十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長松浦東介君。

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案

米穀の政府買入価格の特例に関する法律

第一條　政府は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條第二項の規定による米穀の買入の価格（以下「買入価格」という。）が定められるまでに同條第一項の規定により米穀を買い入れる場合には、買入価格の決定までの仮の価格（以下「仮価格」という。）でその支拂を行うものとする。

第二條　政府は、前條の規定により仮価格で支拂を行つた買入に係る米穀については、買入価格が当該仮価格をこえるときは、政令の定めるところにより、その差額につき仮価格による支拂の時から当該差額支拂の時までの期間に応じ、大蔵大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して定める率を下らない率により算出した金額を、当該差額とともに支拂うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

米穀の政府買入価格の特例に関する法律案（松浦東介君外二十三名提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、農林業者が昭和二十七年三月の十勝沖地震によつてその所有する農舎、畜舎、サイロ、藁釜又は政令で定める農林業共同施設（以下「農林業施設」という。）について被つた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

（損失補償及び利子補給）

第二條　政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関（以下「融資機関」という。）が前條の地震によつて農林業施設に損害を受けた農林業者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会若しくは中小企業等協同組合（以下「協同組合等」という。）でその者につきその農林業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子を補給する旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2　前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3　政府が第一項の規定による契約を結ぶことができる融資の総額は、二億円を限度とする。

（損失の基準及び損失補償限度）

第三條　前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子（政令で定める延延利子を含む。）の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2　前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同項の融資（以下「融資」という。）の総額の百分の三十に相当する金額とする。

（利子補給の基準）

第四條　第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に対し年四分の割合で計算した金額とする。

（利率）

第五條　第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

（協同組合等の貸付利率）

第六條　協同組合等が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に対して貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

（債権の保全及び回収）

第七條　融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2　前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

（法令等の違反に対する措置）

第八條　政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（施行規定）

第九條　この法律に定めるもの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案（宇野秀次郎君外三十八名提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○松浦東介君　ただいま議題となりました両案、すなわち松浦東介外二十三名提出、米穀の政府買入価格の特例に関する法律案、及び宇野秀次郎君外三十八名提出、十勝沖地震による農林

明和二十七年四月二十五日　衆議院会議録第三十五号　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案外三件

業災害の復旧費金の融通に関する特別措置法案に関しまして、農林委員会における審査の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

まず米穀の政府買入価格の特例に関する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計が食管法の規定に基いて米を買い入れる際の価格は、九月末のパリティ指数が判明するのを待つて決定されます関係上、実際供出があつた時期から見れば、通常一箇月ないし二箇月程度遅れて本ぎまりになる実情にありますので、今日まで、政府はそれに対する措置として、供出の始まる時期に仮の価格を支拂つておいて、買入れ価格が正式に決定されると、供出の時期にさかのぼつてその差額を支拂うことといたしておるのでありますが、この追加拂額に対しては、買入れの本価格が決定された時期に政府の供出者に対する債務が発生するという建前をとられておりまするために、遅延利息を支拂う等、特別の措置を講じてはおらないのであります。しかし、このような措置が不合理でありまして、何らかの救済措置が講ぜらるべきであるとして、この法律案が提出せられたものであります。

従いまして、本案の内容は、以上の趣旨につとりまして、二十七年度以降の麻米に対して、買入れ価格と仮の価格との差額につき、一般利息相当額を政府より支拂うべきことを明文化しておるのでありまして、本案の実施により二億円ないし三億円程度のものが農民に対して追加拂いされることと相なるのであります。

本案は、四月十八日、提案者を代表して坂田英一君より提案理由の説明を聴取いたしました後、二十四日簡単な質疑を行い、討論を省略して、ただちに表決に付しましたところ、全員一致して本法律案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

次に、十勝沖地震による農林業災害の復旧費金の融通に関する特別措置法案に関して御報告いたします。

過般の十勝沖震災によりまして、北海道三陸地方に相当激甚な被害の発生しましたことは御承知の通りであります。政府は速やかこれが復旧対策を急いでおりますが、本案は、その一環として、これを促進する目的をもつて議員から提出されたものであります。すなわち、農林中金等が、二億円を限度として、農林業者に対して農舎、畜舎、サイロ、炭釜その他共同施設の災害復旧費金を融資しました場合、政府はこれに対して年四分の利子補給を行い、かつ三割以内の損失補償を行うというのが、本案の骨子と相なつております。

四月二十三日、提案者を代表して宇野秀次郎君より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑を行い、引続いて討論を省略して表決に付しましたが、本案の目的、内容はすこぶる時宜に投じたものとして、各委員とも異議なく、全員が賛意を表され、本案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。（拍手）

○議長（林譲治君）　両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林譲治君）　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

第五　国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　木船運送法案（關谷勝利君外三十名提出）

第七　日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案（内閣提出）

○議長（林譲治君）　日程第五、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案、日程第六、木船運送法案、日程第七、日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長岡村利右衛門君。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号を次のように改める。

四　申請者のホテル業の経営が著しく不健全又は不確実であると認められるとき。

第八條中「法人税」の次に「及び所得税」を加える。

別表第一の第一号中「環境」の次に「及び建築」を加える。

別表第一の第二号中「三分の一以上」を「二分の一以上」に改める。

別表第一の第三号中「支関広間があること。」を「収容人員に相応した規模のロビーその他の客の共用に供する室があること。」に改める。

別表第一の第六号を次のように改める。

六　使用のたびに用水を取り替えることのできる設備を有する洋式浴室（以下「基準浴室」という。）又は冷水及び温水を出すことのできるシャワー設備のあるシャワー室（以下「基準シャワー室」という。）であつて、洋式客室に附属するものが、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市において六室以上で、且つ、洋式客室総数の十分の一以上、その他の地においては、三室以上で、且つ、洋式客室総数の十分の一以上あること。

別表第一の第六号の次に次の一号を加える。

六の二　基準浴室又は基準シャワー室が附属していない洋式客室の数に相応した数の共同用の基準浴室又は基準シャワー室で、その入口にかぎをかけることができるものがあること。

別表第二を次のように改める。

別表第二

建物

イ　鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造　四十年

ロ　れんが造、石造及びブロック造　三十年

ハ　鉄骨造　十五年

ニ　土蔵造　十年

ホ　木造及び木骨モルタル造　十五年

建物附属設備
イ　電気設備　十五年
ロ　れいかん設備
鋼鉄製のもの　十年
鋼鉄製のもの　十五年
ハ　暖房設備
鋳鉄製のもの　十五年
鋼鉄製のもの　十年
ニ　冷房設備
冷凍機の馬力が三十馬力をこえるもの　十五年
冷凍機の馬力が三十馬力以下のもの　十年
ホ　通風設備
多段式送風機及び単段式送風機　十五年
建物に直接取り附けた扇風機　十年
ヘ　昇降機設備　十五年
ト　給排水設備　十五年
チ　衛生設備　十五年
リ　イからチまでに掲げる設備以外の建物附属設備　十五年
ヌ　イからリまでに掲げる建物附属設備の全部を総合して償却額の計算を行う場合の耐用年数　十五年
機械物
イ　庭園　三十五年
ロ　舗装道路
1　コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷及び石敷のもの　十五年
2　アスファルト敷のもの　十年
3　ビチューマルス敷のもの　三年
ハ　その他
1　主として木製のもの　十年
2　その他のもの　三十年
器具及び備品
イ　室内装飾品
1　金属性のもの　二十年
2　その他のもの　十五年
ロ　食事用品及びちゆう房用品　四年
ハ　繊維製品及びいす　四年
ニ　その他の客室用品、応接セット及び娯楽設備　五年
ホ　電話設備　十五年
ヘ　ネオンサイン　三年
ト　その他
1　主として金属性のもの　十五年
2　その他のもの　八年
機械及び装置
イ　引湯管　八年
ロ　その他の機械及び装置　五年
1　ちゆう房用設備　八年
2　その他のもの　十五年

別表第三の第二号を次のように改める。

二　外客の宿泊に適する客室（以下「基準客室」という。）の数が、十室以上で、且つ、客室総数の二分の一（客室総数が三十室をこえるときは、そのこえる部分については、その三分の一）以上であること。

別表第三の第三号中「客室」を「基準客室」に改める。

別表第三の第三号ロを次のように改める。

ロ　いす及びテーブルの備付のある広場その他の施設があること。

別表第三の第三号の次に次の一号を加える。

三の二　寝用の洗面設備がある基準客室の数が、五室（基準客室の数が十五室をこえるときは、そのこえる客室の数の四分の一に五室を加えたもの）以上あること。

別表第三の第四号中「又は上質の板張」を「若しくは上質の板張又はこれらと同等以上の構造を有するもの」に改める。

別表第三の第四号の次に次の一号を加える。

四の二　使用のたびに用水を取り替えることのできる設備を有する共同用の浴室、共同用の基準シャワー室又は冷水及び温水を出すことのできるシャワー設備のある共同用の浴室のいずれかが二以上あること。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル又は旅館の施設については、同法別表第一及び別表第三の改正規定にかかわらず、この法律の施行の日から三年間は、なお、従前の例による。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

木船運送法案

木船運送法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、木船運送事業の健全な発達を図り、もつて木船による海上運送の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「木船」とは、海上において物品の運送に従事する木製船舶（木製のはしけを含む。）であつて左に掲げるもの以外のものをいう。

一　ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二　漁船法（昭和二十五年法律第百八十七号）の適用を受ける船舶

2　この法律において「木船運送事業」とは、木船運航業、木船同乗業及び木船貸渡業をいう。

3　この法律において「木船運航業」とは、木船による海上における物品の運送をする事業であつて左に掲げる事業以外のものをいう。

一　第四項第二号に掲げる事業

二　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）に規定する旅客定期航路事業

三　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業

四　関税法（明治三十二年法律第六十一号）に規定する開港以外の港湾において港湾運送事業法第三條各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

4　この法律において「木船同乗業」とは、左に掲げる事業の全部又は一部を行う事業であつて港湾運送事業法に規定する港湾運送事業及び関税法に規定する開港以外の港湾において港湾運送事業法第三條各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業以外のものをいう。

一　自己の名をもつて木船による海上における物品の運送の取次をする事業

二　木船による海上における物品の運送を引き受けその運送の全部又は一部の運送を木船運航業

者又は他の木船回漕業者に下請をさせる事業

三　木船運航業者の委託を受け運賃の請求又は受取をする事業

四　木船による海上における物品の運送の請行を保証する事業

五　木船による海上における物品の運送の媒介をする事業

六　その他いかなる方法をもつてするかを問わず実質的に前五号の一に該当する事業

5　この法律において「木船貸渡業」とは、木船の貸渡（期間より船を含む。）をする事業をいう。

6　この法律において「回漕料」とは、木船回漕業者が第四項各号に掲げる事業に係る行為の反対給付として荷主、木船運航業者又は木船回漕業者から受け取る対価をいう。

（登録）

第三條　木船運航業又は木船貸渡業を営もうとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する海運局長（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九條の海運局の長をいう。以下同じ。）の登録を受けなければならない。

2　木船回漕業を営もうとする者は、第九條の規定により営業保証金を供託し、且つ、その主たる営業所の所在地を管轄する海運局長の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四條　前條の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、左に掲げる事項を記載した申請書をその主たる営業所の所在地を管轄する海運局長（以下「海運局長」という。）に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　木船運航業、木船回漕業又は木船貸渡業の種別

三　主たる営業所及び従たる営業所の名称及び所在地

四　法人である場合においては、その役員の氏名

2　前項の申請書には、省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

3　木船回漕業の登録を受けようとする者は、前條の営業保証金を供託した後でなければ、第一項の申請をすることができない。

（登録の実施及び登録の通知）

第五條　海運局長は、前條の規定により登録の申請があつた場合においては、次條の規定により登録を拒否する場合を除くの外、遅滞なく、前條第一項各号に掲げる事項を木船運航業者登録簿、木船回漕業者登録簿又は木船貸渡業者登録簿に登録しなければならない。

2　海運局長は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六條　海運局長は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二　第二十三條の規定により木船運送事業の登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

2　海運局長は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録手数料）

第七條　登録申請者は、登録を受けようとする事業の種別ごとに、千円以下の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。但し、第十四條第三項後段に規定する期間内になされた登録の申請については、登録手数料を納めなくてもよい。

（変更登録の申請）

第八條　木船運送事業者は、第四條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その事由が生じた日から三十日以内にその旨の変更登録申請書を海運局長に提出しなければならない。

2　木船回漕業者は、あらたに営業所を設置したときは、第十條の規定により営業保証金を供託した後でなければ前項の変更登録の申請をすることができない。

3　木船運送事業者は、その主たる営業所を登録を受けている海運局の管轄区域外に移転するときは、省令の定めるところにより、変更登録申請書を登録を受けている海運局長を経由して移転後の主たる営業所の所在地を管轄する海運局長に提出しなければならない。

4　第五條及び第六條の規定は、第一項の規定による変更登録の申請があつた場合に準用する。

5　木船回漕業者は、第二項に規定する登録の変更をした後でなければ、その営業所について営業を開始することができない。

（営業保証金の額及び供託）

第九條　第三條第二項の営業保証金の額は、主たる営業所につき十万円、その他の営業所につき営業所ごとに三万円の割合に相当する金額の合計とする。但し、総額二十万円をこえないものとする。

2　第三條第二項の規定による営業保証金の供託は、木船回漕業を営もうとする者の主たる営業所の最寄の供託所にこれをしなければならない。

（営業所新設の場合の営業保証金）

第十條　木船回漕業者は、事業の開始後あらたに営業所を設置したときは、当該営業所につき前條第一項に規定する割合の営業保証金を同條第二項に規定する供託所に供託しなければならない。但し、その者が供託する営業保証金の額が二十万円をこえることとなるときは、その超過分についてはこの限りでない。

（営業保証金の不足額の供託）

第十一條　木船回漕業者は、営業保証金について債権者がその権利を実行したため営業保証金の額が第九條第一項及び前條に定める額に不足することとなつたときは、省令で定める日から三十日以内に、その不足額を第九條第二項に規定する供託所に供託しなければならない。

2　木船回漕業者は、前項の規定により営業保証金を供託したときは、二週間以内に、供託物受入の旨を記載した供託書の写を添附し

て、その旨を海運局長に届け出なければならない。

（営業保証金の保管替）

第十二條　木船回漕業者は、その主たる営業所を移転したときは、遅滞なく、営業保証金を供託している供託所に対し、移転後の主たる営業所の最寄の供託所への営業保証金の保管替を請求しなければならない。

（営業保証金の還付）

第十三條　木船による海上における物品の運送に関し木船回漕業者と取引をした者は、その取引により生じた債権に関し、木船回漕業者が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の権利の実行に関し必要な事項は、省令で定める。

（無登録営業の禁止）

第十四條　木船運航業又は木船貸渡業は、第三條第一項の規定による登録を受けた者でなければ、これを営んではならない。

2　木船回漕業は、第九條の規定による営業保証金を供託し、且つ、第三條第二項の規定による登録を受けた者でなければ、これを営んではならない。

3　木船運送事業者が死亡又は合併したときは、相続人又は合併後存続する法人は、死亡又は合併した日から六十日以内は、前二項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内において木船運送事業の登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨又は登録を拒否する旨の通知を受けるまでの期間についても同様とする。

（名義利用の禁止）

第十五條　木船運送事業の登録を受けた者は、その名義を他人に木船運送事業のため利用させてはならない。

（標準木船運賃及び標準回漕料）

第十六條　運輸大臣は、航路及び貨物を指定して標準木船運賃又は標準回漕料（関係木船回漕業者が受け取る回漕料の合計の標準をいう。以下同じ。）を設定し、これを告示する。

2　前項の標準木船運賃又は標準回漕料は、当該運送の特質に従い、能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものでなければならない。

3　運輸大臣は、標準木船運賃又は標準回漕料が前項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、これを変更する。

4　運輸大臣は、標準木船運賃又は標準回漕料を設定し、又は変更しようとするときは、運輸審議会にはからなければならない。

（公聴会）

第十七條　運輸審議会は、前條第四項の規定により付議された事項について決定をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示して、公聴会を開き、利害関係人の意見を聞かなければならない。

（運賃又は回漕料に関する勧告等）

第十八條　運輸大臣は、第十六條の規定により標準木船運賃の設定されている航路及び貨物に係る運送について、標準木船運賃と異る運賃で取引をした木船運送事業者がある場合において、当該取引が木船運送事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該取引の是正その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　運輸大臣は、第十六條の規定により標準回漕料の設定されている航路及び貨物に係る運送について、関係木船回漕業者の受け取る回漕料の合計が標準回漕料と異る場合において、そのことが木船運送事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当該関係木船回漕業者に対し、当該取引の是正その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3　第一項又は前項の規定による勧告があつたときは、木船運送事業者は、運輸大臣が指定する期間内に、運輸大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか（応諾しない場合にはその理由を附して）を回答しなければならない。

4　運輸大臣は、木船運送事業者が前項に規定する回答をしないとき又はその応諾しない理由が正当でないと認めるときは、その木船運送事業者に対し、理由を示して、第一項又は第二項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（標準木船貸渡料）

第十九條　運輸大臣は、木船運送事業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、標準木船貸渡料（標準木船期間よう船料を含む。以下同じ。）を設定することができる。

2　第十六條第二項から第四項まで、第十七條及び前條の規定は、前項の標準木船貸渡料について準用する。

（回漕料等の明示）

第二十條　木船回漕業者は、木船運航業者に対し、木船による海上における物品の運送につき自己の取得する回漕料等の総額及びその内訳を書面をもつて明示しなければならない。

（まつ消登録の申請）

第二十一條　木船運送事業者が左の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、海運局長にまつ消登録の申請をしなければならない。

一　木船運送事業者が死亡したときは、その相続人

二　法人である木船運送事業者が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三　法人である木船運送事業者が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人

四　法人である木船運送事業者が破産により解散したときは、その破産管財人

五　木船運送事業を廃止したときは、木船運送事業者であつた者（法人にあつてはその役員であつた者）

（登録のまつ消）

第二十二條　海運局長は、左の各号に掲げる場合においては、当該木船運送事業者の登録をまつ消しなければならない。

一　前條の規定によるまつ消登録の申請があつた場合

二　次條の規定により木船運送事業者の登録を取り消した場合

（事業の停止及び登録の取消）

第二十三條　海運局長は、木船運送事業者が左の各号の一に該当する

ときは、三箇月以内において期間を定めて当該木船運送事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該木船運送事業の登録を取り消すことができる。

一　この法律の規定又はこの法律の規定に基く処分に違反したとき。

二　第六條第一項第一号又は第三号の規定に該当することとなつたとき。

三　第十八條第三項（第十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により勧告を応諾する旨を回答しながら正当理由がなくて当該勧告に従わなかつたとき。

2　海運局長は、前項の処分をしようとするときは、公聞による聴聞を行わなければならない。

3　海運局長は、第一項の処分を行う場合には、その処分をしようとする事由並びに聴聞の日時及び場所を、その期日の七日前までに当該木船運送事業者に通知し、且つ、これらの事項を公示しなければならない。

4　聴聞においては、当該木船運送事業者又はその代理人に、自己又は本人のため意見を述べ、且つ、証拠を提出する十分な機会が與えられなければならない。

5　第六條第二項の規定は、第一項の処分をした場合に準用する。

（営業保証金の取りもどし）

第二十四條　第二十二條の規定による登録のまつ消があつたときは、木船回漕業者であつた者又はその承継人は、第三條第二項の営業保証金を取りもどすことができる。木船回漕業者が一部の営業所を廃止した場合において、営業保証金の額が第九條第一項に規定する額をこえることとなつたときは、その超過額についてもまた同様とする。

2　前項の営業保証金の取りもどしは、当該営業保証金につき第十三條第一項の権利を有する者に対し、六箇月を下らない一定期間内に申し出でるべき旨を公告し、その期間中にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。但し、営業保証金を取りもどすことを為べき事由が発生したときから十年を経過したときは、この限りでない。

3　前項の公告その他営業保証金の取りもどしに関し必要な手続は、省令で定める。

（事業改善の勧告）

第二十五條　運輸大臣は、木船運送事業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、木船運送事業者に対し、業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の合理化に関し勧告することができる。

（報告の徴收）

第二十六條　運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、木船運送事業者に対し、その事業に関する報告を求めることができる。

（湖、沼又は河川において営む木船運送の事業）

第二十七條　この法律の規定は、もつぱら湖、沼又は河川において営む木船運送の事業に準用する。

（海上運送法の適用除外）

第二十八條　この法律の規定により木船運送事業の登録を受けた者は、海上運送法第二十三條、第二十四條及び第三十三條の規定による届出をしなくてもよい。

（訴願）

第二十九條　第二十三條の規定による海運局長の処分に不服がある者は、訴願することができる。

（罰則）

第三十條　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十四條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、木船運航業又は木船貸渡業を営んだ者

二　第十四條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、木船回漕業を営んだ者

三　第十五條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して名義を他人に使用させた者

四　第二十三條第一項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の処分に違反した者

第三十一條　第二十條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、回漕料等の総額又はその内訳を書面をもつて明示しなかつた者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、この限りでない。

第三十三條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一　第八條第一項又は第三項（第二十七條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二　第二十一條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

三　第二十六條（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律施行の際現に木船運送事業を営んでいる者は、この法律施行の日から百日以内は、第十四條の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に第四條の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をする旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までも同様とする。

（他の法律の改正）

3　運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十三号の次に次の一号を加える。

四十三の二　標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貸渡料を設定すること。

第六條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貸渡料の設定

第二十三條第一項第七号の次に次の一号を加える。

八　標準木船運賃、標準回漕料又は標準木船貸渡料の設定に関すること。

第四十條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　木船運送事業の登録に関すること。

4　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三　木船運送法（昭和二十七年法律第　号）

木船運送法案（關谷勝利君外三十名提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案

日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律

（合衆国軍隊に対する道路運送法等の適用除外）

第一條　合衆国軍隊（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第一條の規定に基き日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。以下同じ。）には、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十九條、第百二十六條及び第百二十七條の規定は、適用しない。

2　合衆国軍隊には、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四條、第十九條、第二十九條、第三十一條から第三十三條まで、第四十條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十四條、第五十六條、第五十八條、第六十三條、第六十四條、第六十六條、第七十三條第一項、第九十七條の二、第九十九條及び第百條の規定は、適用しない。

（日本国との平和條約の効力発生に伴う経過規定）

第二條　この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている自動車（道路運送車両法に規定する自動車をいう。以下同じ。）をその時において使用する者は、この法律の施行の日から六箇月間は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送法第九十九條の届出をしなくてもよい。

第三條　この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている自動車（軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第四條の規定により登録を受け、及び同法第五十八條の規定により検査を受け、自動車検査証の交付を受けなくても運行の用に供してもよい。

2　道路運送車両法第十九條、第五十條、第六十四條及び第六十六條の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

第四條　前條の規定は、同條第一項の自動車が左の各号の一に該当するに至つた場合には、適用しない。但し、第二号の場合については、所有者又は使用者の変更後十五日以内は、この限りでない。

一　この法律の施行の際、現に表示している自動車の登録番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難になつたとき。

二　所有者又は使用者に変更があつたとき。

第五條　この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている二輪の小型自動車は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第五十八條の規定により検査を受け、自動車検査証の交付を受けなくても運行の用に供してもよい。

2　道路運送車両法第五十條、第六十四條、第六十六條及び第七十三條第一項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

第六條　この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている軽自動車は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第九十七條の二第一項の規定により届出をし、車両番号の指定を受けなくても運行の用に供してもよい。

2　道路運送車両法第九十七條の二第二項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

日本とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

水先法（昭和二十四年法律第百二十二号）第十三條の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第五條第一項に規定するアメリカ合衆国に属するアメリカ合衆国のために又はアメリカ合衆国の管理の下に公の目的のために運航される船舶の船長には、適用しない。

附　則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

○岡村利右衛門君登壇

ただいま一括して議題となりました法律案四件につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国際観光ホテル整備法は、戦後、外客誘致上最大の障碍となっておりました外客向けの宿泊施設の不備不足を早急に克服するため制定せられました助成法でありまして、その後、わが国のホテル、旅館は逐次整備せられましたが、施行後二年有余を経過いたしました今日、その助成内容に不十分な点もありますので、ホテル、旅館の登録条件の引上げを行うとともに、助成の内容を充実しようというのが改正の趣旨であります。

次に改正案のおもなる内容を申し上げますと、第一に、現行規定においては、特例耐用年数の適用は法人所有の固定資産に限られているのでありますが、これを個人所有のものにも適用することにいたしたことであります。

〔議長退席、副議長着席〕

第二に、昨年五月実施された所得税法及び法人税法関係令規の改正との均衡をはかる等のため、現行の規定に基く登録ホテル及び登録旅館の営業用の固定資産の特例耐用年数のうち不適当と認められるものを若干短縮したことであります。

第三に、本法による租税法上の助成を強化することを前提として、真に外客施設として適当なホテル及び旅館のみを登録するため、登録条件中経営に関する条項を改めるとともに、客室、浴室等について施設基準を引上げることにしたことであります。

本法案は、四月十二日、本委員会に付託され、十七日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査いたしたのであります。本法案審査にあたりましては熱心な質疑応答がかわされたのでありますが、その詳細については会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本二十四日質疑を打切り、討論を省略、採決の結果、多数をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

次に、木船運送法案について申し上げます。

まず本法案の趣旨を簡単に御説明いたします。木船はわが国内輸送にきわめて重要な役割を果しておりますが、木船運送事業の経済的基盤はきわめて薄弱でありまして、このまま推移いたしますならば、安定した木船運送は望みがたく、ひいては国内輸送に支障を来すおそれがあるのであります。かかる実情にかんがみまして、木船運送事業の健全な発展をはかろうとするものであります。

本法案の骨子といたします点は、木船運送事業を登録制とし、木船回漕業につきましては、登録に際して営業保証金を供託せしめ、また標準運賃制度及び標準回漕料制度を設けようとするものであります。

本法案は、去る四月十五日、本委員会に付託され、翌十六日、提出者の代表より提案理由の説明を聴取し、二十一日熱心な質疑が行われましたが、その内容は会議録に譲ることといたします。

かくて討論に入りまして、日本社会党を代表して難本虎三君より、本法案の運用に際し弱小運航業者の保護育成に留意することを条件として賛成の意見を述べられました。次いで、日本共産党を代表して江崎一治君より反対の意見が述べられたのであります。

以上をもつて討論を終えまして、ただちに採決いたしましたところ、本法案は起立多数をもつて原案通り可決いたしました。

次に、日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案について申し上げます。

本法案は、日米安全保障條約により、わが国に駐留する合衆国軍隊に対する道路運送法及び道路運送車両法の適用除外を規定するとともに、従来これら法律の対象外であつた連合国、占領軍の軍人、軍属等の私有車両が、平和條約発効後においては、これら法律の規制を受けることになるので、これに伴う経過措置を規定しようとするものでありまして、その骨子は次の通りであります。

第一に、駐留軍の公用車両に道路運送法及び道路運送車両法に定める規制を加えることは、その性質上不適当でありますので、公用車両の使用に直接関係のある規定の適用を除外することであります。第二に、現在の連合国、占領軍の軍人、軍属等の私有車両に対して、平和條約発効直後の取扱いについて特例を設けようとするものでありまして、條約発効後ただちに登録、検査等、所定の手続を行うことは困難でありますので、六箇月間の猶予期間を設け、その間に所定の手続を完了しようとするものであります。

第三に、六箇月の猶予期間内であつても、自動車の登録番号が破損し、または所有者もしくは使用者に変更があつたときは、ただちに登録、検査等を受けなければならないことにしたことであります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案について申し上げます。

行政協定第五條において、アメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために、またはアメリカ合衆国の管理のもとに、公の目的で運航される船舶は強制水先が免除される旨が規定されております。従つて、この行政協定の條項を実施する必要上、かかる船舶に対して水先法による強制水先に関する規定の適用を除外するための特例を設けようとするのが、本法案の目的であります。

右行政協定関係の法律案二件は、本月二十一日、本委員会に付託され、翌二十二日、政府より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査いたしたのでありますが、審査にあたり各委員と政府委員との間に行われた質疑応答については、会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

かくて、二十四日質疑を打切り、討論を省略して、ただちに採決の結果、右法律案二件は多数をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（岩本信行君）　討論の通告があります。これを許します。江崎一治君。

〔江崎一治君登壇〕

○江崎一治君　私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま一括上程されましたところの四法案、すなわち日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案並びに道路運送法等の特例に関する法律案に対しまして反対するものであります。また国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案及び木船運送法案にも反対するものであります。以下、これらの法案につきまして反対の理由を明確にいたしたいと思います。

まず水先法の特例に関する法律案について申し述べます。

元来、水先案内というものは、潮流が早いとか、航路に暗礁や危険物があるような場合に、特にその水域の事情に精通している者をわずらわして船舶の運航の指示をやらせ、その航行の安全をはかるものであるのであります。外国の船舶の船長と、日本の船舶の船長と、どちらが日本の港湾の状態について詳細な知識を持っておるかということは、これはきわめて明らかでありますまい。日本の船長の方が精通していることは当然であります。ところが、この水先法の特例に関する法律案によりますと、日本国の港の事情に不案内なアメリカの公用船に対しては、強制水先の規定を特例をもって免除し、逆に、その事情に精通しておるところの日本船舶に強制水先の義務を付するということは、何という、ばかげたことでありましょうか。

戦前、日本には強制水先の規定はなく、戦後、米軍の占領下、初めて重要港湾並びに特定の水域に対して、強制水先が法令で規定されたのであります。これは重要港湾の接收と相まあまして、日本の海運界に重大なる打撃を與えたことは周知の事実であるのであります。今後、日本の港に入る米国船を筆頭に、諸外国船は、大なり小なり、必ず米駐留軍関係によりまして、従って軍公用船の資格で入港することに必定でありますので、入港料は一切不要であり、強制水先が免除されておりますので、日本船舶をさしおいて最優先に入港し、最良の桟橋を独占することができるのであります。これに反し、日本の船舶は、強制水先が規定されておりますから、後に来たアメリカ公用船にお先を奪われ、むなしく港外や水域外に待船させられ、その結果といたしまして、日本海運界は、占領下の場合と同様、重大なる被害を受けることとなるのであります。

諸君、こんなことを日本海運界のために黙って見ておられるでありましょうか。とくとお考えを願いたいと考えるのであります。だから、日本共産党は、本法案に対しては断固反対するのであります。

次に、道路運送法等の特例に関する法律案について反対の理由を申し述べます。

昭和二十年八月十五日以来今日まで、外国人の自動車事故によって日本国民の受けた被害は莫大なものであるのであります。今日までの経過を見ますと、ひき殺されても、犬ねこ同様、殺され損であります。家が住めないまで破壊されても、その賠償の持って行きどころがないのであります。単に日本政府から千円とか二千円とかというお恵明代以下の見舞金が支給されたにすぎないのであります。これは、わが国民にとって、長い間恨み骨髄に達していたことであります。これが講和発効とともに根本から除かれると思ったら、実はそうではなく、行政協定第十條の規定によりますと、米国並びに米軍の運転許可証は、本人の技倆がどんなに拙劣であっても、無條件に有効となるのであります。また本法案によって、軍公用者は一切軍関検査をやらないということになっておりますから、わが国民の被害は、占領下の今までと何ら選ぶところがないことになるのであります。国会議員の諸君が真の日本国民の代表であるならば、何んといえども、このような売国的な法案には賛成できないと信ずるのであります。日本共産党は、日本国民の立場から、断固としてこういった法案に反対するのであります。

次に木船運送法案でありますが、これは弱小一ぱい船主のための保護法案といっておりますが、実はそれは名目でありまして、その内容は、逆に弱小木船業者いじめの法律案と考えるのであります。真に機帆船業者の繁栄を望むなら、中共、ソビエト同盟を含む全世界各国と自由な貿易を開くべきであり、これ以外に有効適切な手段は存在しないことを指摘いたしまして、この法案に反対するのであります。

最後に国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案に対しましては、私は次のように主張したいのであります。すなわち、日本の外貨の收支は正常な貿易に重点を置くべきでありまして、一口に言えば、つめを赤く染めて外貨を獲得するというような植民地的な考え方はやめるべきであると考えるのであります。この観点から、共産党はこの法案に反対します。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　これにて討論は終局いたしました。

まず日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よって両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第七及び第八の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よって両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

第九　町村職員恩給組合法案（内閣提出、参議院送付）

第十　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

○副議長（岩本信行君）　日程第九、町村職員恩給組合法案、日程第十、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事河原伊三郎君。

町村職員恩給組合法案

町村職員恩給組合法

（目的）

第一條　この法律は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の精神に則り、町村職員の退職年金及び退職一時金に関する事務を共同処理するため、地方自治法、昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條に規定する一部事務組合（以下「町村職員恩給組合」という。）を設けなければならない。

（町村職員恩給組合の規約）

第三條　町村職員恩給組合の規約には、地方自治法第二百八十七條第

一項各号に掲げるものの外、組合の給付を受ける者の範囲、資格並びに給付の種類及び額について規定を設けなければならない。

2　地方自治庁は、前項の事項に関し模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すことができる。

第四條　町村職員恩給組合は、その規約を変更しようとするときは、組合の議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（費用の負担）

第五條　町村職員恩給組合の給付に要する費用は、町村及び職員が負担する。

（給付財源の計算及び資産の管理に関する原則）

第六條　町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理は、健全な保険数理を基礎としなければならない。

（町村職員恩給組合連合会）

第七條　町村職員恩給組合は、共同してその事務の改善進歩を図るため、町村職員恩給組合連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2　連合会は、前項の目的を達成するため、左に掲げる事業を行うことができる。

一　町村職員恩給組合の事務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

二　町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理に関する保険数理に関する調査研究を行うこと。

三　町村職員恩給組合の給付に要する財源の計算及びその資産の管理が前條に規定する原則に従つてなされるように、組合の事務の指導を行うこと。

四　その他その目的を達成するために必要な事業

3　連合会は、法人とする。

4　連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を規定し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一　名称

二　事業

三　事務所の所在地

四　加入及び脱退に関する事項

五　役員に関する事項

六　経費の分賦及び会計に関する事項

七　その他重要な事項

5　定款は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

6　連合会は、第四項の規定による定款の認可の日に成立する。

7　連合会に役員として理事及び監事を置く。

8　民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十二條第二項、第五十三條から第五十五條まで、第五十九條及び第六十七條の規定は、連合会に準用する。

（町村の全部事務組合、役場事務組合又は一部事務組合の取扱）

第八條　この法律の適用については、町村の全部事務組合、役場事務組合又は一部事務組合は、一の町村とみなす。

（この法律と地方自治法との関係）

第九條　この法律に特別の定のあるものを除く外、町村職員恩給組合に関しては、地方自治法の規定による。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に地方自治法第二百八十四條の規定による一部事務組合で町村の退職年金及び退職一時金に関する事務を行うものは、この法律による町村職員恩給組合となつたものとみなす。この場合において、当該組合は、この法律施行の日から六月以内に必要な規約の変更をしなければならない。

3　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「並びに国家公務員共済組合及び同連合会」を「、国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会」に改める。

4　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「並びに国家公務員共済組合及び同連合会」を「、国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会」に改める。

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会、」の下に「町村職員恩給組合連合会、」を加え、第七百四十三條第四号中「並びに国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人及び国民健康保険団体連合会の国民健康保険の事業」を「、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人及び国民健康保険団体連合会の国民健康保険の事業並びに町村職員恩給組合連合会の事業」に改める。

町村職員恩給組合法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十七年四月十七日

衆議院議長　佐藤尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は原議案に附す）

町村職員恩給組合法案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この法律施行の際現に地方自治法第二百八十四條の規定による一部事務組合で町村の退職年金及び退職一時金に関する事務を行うものは、この法律による町村職員恩給組合となつたものとみなす。この場合において、当該組合は、この法律施行の日から六月以内に必要な規約の変更をしなければならない。

3　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「並びに国家公務員共済組合及び同連合会」を「、国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会」に改める。

4　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第四号中「並びに国家公務員共済組合及び同連合会」を、「、国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会」に改める。

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会、」の下に「町村職員恩給組合連合会、」を加え、第七百四十三條第四号中「並びに国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人及び国民健康保険団体連合会の国民健康保険の事業」を「国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人及び国民健康保険団体連合会の国民健康保険の事業並びに町村職員恩給組合連合会の事業」に改める。

町村職員恩給組合法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

（総第号の附録に掲載）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

（この法律の目的）

第一條　この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を実施するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例を設けることを目的とする。

（用語の意義）

第二條　この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　合衆国　アメリカ合衆国をいう。

二　合衆国軍隊　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約（「安全保障條約」という。以下同じ。）に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。

三　合衆国軍隊の構成員　合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

四　軍属　合衆国の国籍を有する文民（合衆国及び日本国の二重国籍を有する者については、合衆国が日本国に入国させた者に限る。）で、合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に在留する者及び第六号に掲げる者を除く。）をいう。

五　家族　合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一才未満の子並びに父母及び二十一才以上の子でその生計費の二分の一以上を当該合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

六　契約者　通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基いて設立され、又は組織された法人を含む。）及びその被用者（合衆国民に限る。）で、合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約の履行のみを目的として日本国に滞在する者のうち、その身分について合衆国の権限のある機関の証明があるものをいう。

七　軍人用販売機関等　合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞売行所その他の合衆国の輸出外貨金により合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置された販売機関で、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族（「合衆国軍隊の構成員等」という。以下同じ。）の利用に供されるものをいう。

（地方税法の特例）

第三條　地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、左の表の上欄に掲げる土地、家屋、物件、所得、行為及び事業又は業務等については、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる地方税を課してはならない。

契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基いて行う事業又は業務	契約者	事業税及び特別所得税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するためにのみ行う事業又は業務	軍人用販売機関等	事業税及び特別所得税
軍人用販売機関等で地方税法第七十五條第二項から第四項までに掲げる場所又は施設のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものへの入場又はその利用	入場者又は利用者	入場税
軍人用販売機関等で地方税法第百十三條第一項に規定する場所のうち合衆国軍隊の直接管理に係るものにおける遊興、飲食及び宿泊	遊興し、飲食し、又は宿泊する者	遊興飲食税
合衆国軍隊の所有する自動車、自転車及び荷車	合衆国軍隊	自動車税、自転車税及び荷車税
合衆国軍隊の構成員等で左に掲げる所得以外の所得を有しないもの 一　合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用に因り受ける所得 二　合衆国軍隊の構成員等として一時的に日本国に滞在するためにのみ日本国において有する資産（不動産及び不動産の上に存する権利並びに投資又は事業を行うために有する資産を含まない。）を他のこれらの者に譲渡し、贈与し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈与又は遺贈に因り生ずる所得	合衆国軍隊の構成員等	市町村民税

契約者で合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基いて受ける所得以外の所得を有しないもの	契約者	
合衆国軍隊が日本国において所有する固定資産	合衆国軍隊	固定資産税
契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約の履行のためにのみ所有する償却資産で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者	
軍人用販売機関等が所有する固定資産で合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に所在するもの	軍人用販売機関等	
合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認調達機関の証明があるもの	合衆国軍隊	電気ガス税
合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用で合衆国がその料金を支拂うべきもの	合衆国軍隊の構成員等	
合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転	合衆国軍隊	
合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機関等による雇用に因り受ける所得	合衆国軍隊の構成員等	法定外普通税
合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又はこれらの者相互の間における当該動産の移転		
契約者が契約者として一時的に日本国に居住するためにのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産権を除く。）又は当該動産の契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等若しくは軍人用販売機関等への移転で、合衆国軍隊の権限のある機関の証明があるもの	契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等又は軍人用販売機関等	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供	軍人用販売機関等	

（自動車税及び自動車税の徴収の方法等）

第四條　合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税又はこれらのものの所有に係る自転車に対する自転車税の徴収については、地方税法第百五十一條又は第四百四十六條の規定にかかわらず、地方団体の條例で定めるところによつて、証紙徴収の方法によらなければならない。

2　合衆国軍隊の所有する自動車又は自転車のうち、もつぱら合衆国軍隊以外のものが使用するものについては、前條の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税又は自転車税を課する。但し、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

（証明の様式）

第五條　第三條の表に規定する合衆国軍隊、その権限のある機関又はその公認調達機関の証明の様式は、地方財政委員会規則で定める。

附　則

この法律は、安全保障條約の効力発生の日から施行する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

（河原伊三郎君登壇）

○河原伊三郎君　ただいま議題となりました町村職員恩給組合法案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、一昨年十二月第九回国会において成立し、昨年二月から施行されました地方公務員法におきましては、第四十四條において、職員が相当年限忠実に勤務して退職しまたは死亡した場合における退職年金及び退職一時金に関する制度がすみやかに実施されなければならないと規定しておるのであります。これは申すまでもなく、地方公務員に有為の人を誘致するとともに、その職にある者をして安んじて職務に専念させることを趣旨としているのであります。政府としても、地方公務員法の理念に基く地方公務員の退職年金及び退職一時金制度をいかにすべきかについては、国家公務員制度との関連、一般社会保障制度との関連等をも考慮し、せつかく研究中でありますが、町村職員に対する退職年金及び退職一時金の制度については、昭和十六年、政府の指導により、各都道府県ごとに町村の事務組合として町村吏員恩給組合が設けられて今日に至つておるのであります。町村吏員恩給組合の給付の種類、額等の現行の基準は、おおむね国家公務員あるいは他の地方公務員の制度に準ずるものとなつているので、今ただちにこの基準を改めることは、国家公務員あるいは他の地方公務員の制度との均衡の問題もあり、全般的な退職年金及び退職一時金の制度の改革と照合して、今後なお研究を続ける必要がありますが、ただ町村吏員恩給組合は、その法的基礎が薄弱であり、その財政的基礎も強固でなく、その運営上遺憾の点があり、町村からは早急これが整備を要望してやまないので、この際現行恩給組合制度の建前を維持しつつ、これを法制化し

て、機構を整備し、運営の改善をはかるべく、本法案の提出ア相なつたわけであります。

本法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。本法案におきましては、第一に、現在の町村吏員恩給組合は一応町村の任意加入制をとつておりますが、これを強制加入制に改め、真に町村の公務員全体の福利の向上を確保することにしようとするものであります。

第二に、町村職員恩給組合の給付を受ける者の範囲、資格並びに給付の種類及び額については組合規約をもつて規定すべきものとしようとするのであります。

第三に、組合経費の町村負担義務を明定し、組合の財政運営の基礎を確固たらしめようとするのであります。

第四には、組合の財源の計算及び資産の管理は、保険数理に基くべき原則を法律上の要件としようとするものであります。

第五には、各町村職員恩給組合の実際の運営が右の原則によつて行われることを共同して確保する方途として、各町村職員恩給組合が連合会を組織し、自主的にその目的達成を期そうとしていることであります。

以上は本法案の内容でありますが、本法案は参議院送付にかかるものでありまして、参議院においては、内閣提出案の附則第一項を「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。」と改め、また附則第二項中「この法律施行の際」を「昭和二十七年四月一日において」に改めるという修正議決をいたしております。

当地方行政委員会におきましては、三月二十日、本案の予備審査のため本委員会に付託せられ、三月二十五日、岡野国務大臣より提案理由の説明を聴取し、四月十五日、政府委員より逐條説明を聴取したのでありますが、四月十七日、本付託を受け、四月二十一日、政府委員より便宜参議院の一部修正についての説明並びに政府がこれに同意した次第の陳述があつたのであります。

次いで、四月二十二日及び同二十三日の二日間政府委員との間に質疑応答を重ね、同二十三日質疑を終了し、四月二十四日討論を行い、河原委員は自由党を代表して賛意を表し、門司委員は日本社会党を代表し、八百板委員は日本社会党第二十三控室を代表し、床次委員は改進党を代表して、それぞれ施行上の留意方を要望して賛成の意を表し、立花委員は日本共産党を代表して反対の討論を行つたのであります。

次いで採決の結果は、多数をもつて参議院送付にかかる原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、同じく議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定が締結されましたのに伴い、その実施の円滑を期するため、合衆国軍隊等に対する地方税法の適用について若干の特例を設ける必要が生じて参つたのでありまして、政府は本法案においてその措置を講じようとしたのであります。

法案の内容を簡単に申し上げますと、まず第一点は、合衆国軍隊に対しては、原則として地方税を課さないこととといたしたことであります。

その第二点は、合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族に対しましては、市町村民税、電気ガス税等は原則として賦課しないこととし、またその合衆国軍隊の直接管理にかかるPX等の施設への入場等の行為に対する入場税及び遊興飲食税は賦課しないこととしたことであります。

その第三点は、合衆国軍隊のために、合衆国において合衆国政府と結んだ契約を履行することを目的として日本に滞在する合衆国人たる請負業者等に対しては、その契約履行のために行う事業及びそのためにのみ所有する償却資産等に対して、事業税、市町村民税並びに固定資産税等を賦課しないようにしたことであります。

その第四点として、PX等が行う本来の事業ないし業務に対しては事業税等を賦課しないようにしたことであります。

最後に、徴収方法につきまして、合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族等の所有する自動車または自転車に対する自動車税または自転車税は証紙をもつて徴収するものとしたことであります。

本法案は、四月九日、本委員会に付託されましたので、十七日の委員会において政府の提案理由の説明を聴取し、二十一日より質疑を続行したのでありますが、本法案の内容は、従来占領軍関係について実施せられて来たところと大差なく、従つて地方団体の税収入に及ぼす影響もほとんど合うにたりないものであることが明らかにされましたので、行政協定が締結されました以上、一応当然の措置と考えられたのであります。ただ、将来の運営については自主性を失うことなく、かつ地方団体の財政への影響に対しては政府が遺憾なき措置をとるべきことが要望されたのであります。

二十三日質疑を打切り、昨二十四日討論に入り、自由党を代表して河原委員、改進党を代表して床次委員がそれぞれ賛成意見を述べられ、日本社会党を代表して門司委員、日本社会党第二十三控室を代表して八百板委員、日本共産党を代表して立花委員よりそれぞれ反対意見を述べられたのであります。

次いで採決を行いました結果、賛成多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　討論の通告があります。これを許します。立花敏男君。

〔立花敏男君登壇〕

○立花敏男君　共産党は、ただいま上程されております二つの法案に対しまして反対するものであります。

最初に申し上げたいことは、この法案はいわゆる行政協定に基くところの法案であり、しかも日本の国民の重大な問題であるところの税金に対する問題でありますので、共産党といたしましては、この法案が、かかる少数の人たちの出席するところの本会議において討論されるということに、はなはだ大きな不満を感するということであります。改進党に至りましては、わずか一名しか出ていません。自由党に至りましては、およそ十分の一しか出席がない。こういう状態のもとにおいて、かかる重大な法案、国民の生活に重大なる関係のあるところの法案が審議されるということは、まつたく言語道断と言わざるを得ないと思う。かかる実態こそ、自由党政府がまさに売国政府

であり、国民の利益を外国に売り渡して、国民の苦痛を顧みることなくして、ただ外国人にだけ税金を免除しようとしているその売国性、ベンベン性を余すところなく暴露していると申しても過言ではないと信じます。（拍手）

さきに、政府與党は、全国民の反対を押し切つて単独講和を締結し、国会にはかることなくして行政協定を調印したのであります。かかる売国政策の結果、日本はまつたくアメリカの軍事植民地となり、国民は奴隷的生活を強制されるに至つたのでありますが、しかも、かかる植民地政策、奴隷政策の推進の中核をなすものが――

――であることは、もはや言をまたないところであります。従つて、日本の独立と平和を望むすべての国民は、売国條約の破棄と占領軍の撤退を要求しておるのである。しかも政府は、この国民の愛国的要求を無視して、逆に占領軍に対する地方税の全面的免除を規定せんとするのがこの法案であります。吉田政府の売国政策、ベンベン政策は今やきわまれりというべきであつて、国民の断じて許すことのできないところであります。国民を奴隷にし、日本を戦争に引込むところの――に対して、税金を免除してまでおつてもらおうとは、国民のだれ一人として考えていないからであります。

最近のわが国における重大問題の一つであるところの地方財政の破綻も、実は占領軍の駐屯が原因であります。何となれば、二十七年度国家予算において、占領軍を主軸とするところの日本の再軍備費は千八百億に達するのでありまして、この厖大な軍事費をまかなわんがために、地方財政平衡交付金の大幅削減が行われたのであります。このことは、今やおおうことのできない事実だからであります。ゆえに、地方財政の確立を要求する全国の地方自治体、あるいは全国の地方自治体の住民は、あげて占領軍の撤退と再軍備反対を叫ぶのは当然であります。しかもなお、この結果は、この地方財政破綻の元凶であるところの――にその地方税の免税をするというところの法案であるからして、まさに盗人に追銭というところの性格をもつ法案であることは明白であります。（拍手）

さらに地方税増税の面からいたしましても、事態は同様でありまして、政府は厖大なる書領費、再軍備費をまかなわんがために、二十七年度国税において七百七十九億の増税を決定しておるのでありますが、地方税におきましても、同じく二十七年度四百十四億の大増税を実施せんとしておるのであります。その結果、ただいま国会において審議中の地方税法の改正法案におきましては、従来二十六年度まで住民税を納めなくてもよかつたところの六十才以上の老人で、年収十万円以下の者に対しましても、二十七年度からは新しく税金を徴収しようとしておるのであります。農村におきましては、牛が子を産んでも税金をとる、豚が子を産んでも税金をとる、こういう苛斂誅求を行わざるを得なくなつたのであります。国民は、こんなひどい税金がとられるのは、日本にいなくてもいいところの外国軍隊が駐屯し、日本が外国の軍事基地にされるからだということを、よく知つておるのであります。国民は、自分たちの増税の原因になつている占領軍に対しまして、かえつて地方税を免税せんとするところの法案には、断じて賛成することができないのであります。

しかも、この特例法に反対いたしておりますのは、ただ単に以上述べたところの地方自治体あるいは地方住民たけではなくして、まじめなる資本家あるいは平和産業家もまた限りない不満をこの法案に対して表明しておるのであります。何となれば、今回の免税は、広く軍関係の請負人あるいは業者にも及ぶものであつて、しかも、これは必ずしもアメリカ人だけには限らないのです。イギリス人でも、フランス人でも、アメリカに会社を持つている全世界の戦争屋あるいは武器製造業者、これらの連中は全面的に地方税の免税を受け、住民税、事業税、電気税、ガソリン税、物品税等々をまつたく納める必要がなくなるのでありまして、このことは、明らかに日本の平和産業、あるいはまじめなる資本家に対する競争の有力なる武器となり、その結果突えばびこりますものは、世界をまたにかけてかせいでいるところのイギリス、アメリカの戦争屋及び軍需品のやみブローカーであり、あるいはこれに魂を売渡して彼らの下請となつた日本の買弁資本家、あるいはやみ請人だけということになるのであります。ゆえに、この法案は、日本の平和産業を根本的に破壊するところの恐るべき破壊法案というべきであります。

さらに問題とすべき点は、かかる脱税と滞納が明白になりましても、日本の官憲はこれを処置することができないという点であります。何となれば、これらの処分については、基地司令官の承認が不可欠の要件とされておるのであります。すなわち、作職上の必要という一方的な理由によつて承認が與えられなかつた場合は、まつたく手の施しようがないのであります。かつての上海、天津等の租界の脱税とやみ取引の温床であつたことは明らかであります。この法案は、明らかに日本全体をかつての上海、天津のごとき、やみと脱税と犯罪のちまたに化する法案であります。（拍手）今日、地方税の強制徴収は峻烈をきわめまして、たとえわずか百円に満たない滞納に対しましても、軒並に強制執行をやつておるのであります。しかるに、外国人に対しましては、たとい数百万、数千万の重大なる脱税、滞納が明白でありましても、手を下すことができないとは何たることでありますか。

さらに問題とせねばならない点は、地方税法違反に対する裁判の問題であります。政府が唯一の頼みとするところは、アメリカの誠意であり、行政協定にいうところの日本の法律を尊重するということにあるでありますが、しかし、これはまつたくごまかしであつて、事実は向うの軍法によつて、向うの軍裁で決定されるのであつて、日本の法律を尊重するということに対する何らの具体的な裏づけも、とりきめもないのであります。現に、重大なる犯罪を犯しましたところの富士銀行の銀行ギャングの犯人が、二人ともゆうゆうと、無事に故郷に帰つてしまつたではありませんか。このことに対しまして、日本の政府は何らの詳細なる通告も受けていないと言つております。

以上のごとく、この法案はまつたく言語道断な売国法案であり、かかる売国的、屈辱的な法案を出す吉田政府の税政策に対しては断固反対であります。

最近、政府は税務署長収賄事件を検挙しておりますが、外国人に対して、かかる売国的、屈辱的税政策をとりながら、日本人に対しましては骨の髄まで税金をしぼり上げようとする政府のやり方を、国民がいつまでも、おとなしく黙つて許しておくと考えているかど

うか。今回、政府は破防法を制定いたしまして、反税闘争を弾圧せんとしておりますが、かかる不法不当なる税政策に対して断固闘争することこそ、国民の当然の権利であります。国民の生活を破壊し、平和産業を破壊し、地方財政を破壊するところの、かかる売国法案を提出し、かかる破壊政策を強行せんとするところの自由党政府こそ、まつ先に破壊者として国民の糾弾を受けるに値するものであります。（拍手）

今回の日本の労働者三百万のゼネストは、日本国民に大きな確信を與えております。自由党政府が、多数を頼んで、かかる売国法案を成立せしめましても、国民は断固実力をもつて粉砕するであろうことを断言しておきます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　これにて討論は終局いたしました。

まず日程第九につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第十につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十一　簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○副議長（岩本信行君）　日程第十一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。郵政委員会理事飯塚定輔君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「五万円」を「八万円」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年三月一日から施行する。但し、次項から第四項までの規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

3　昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約について拂い込むべき保険料は、保険約款の定めるところにより、その取立を停止することができる。

4　前項の規定により取立を停止した保険料は、当該保険契約について保険金又は還付金を支拂う場合において、支拂金額から控除する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

簡易生命保険法案の一部を改正する法律案に対する修正

簡易生命保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項中「昭和二十七年三月一日」を「昭和二十七年五月一日」に、「昭和二十七年四月一日」を「昭和二十七年六月一日」に改める。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔飯塚定輔君登壇〕

○飯塚定輔君　ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案の、委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

まず本法案提出の理由でありますが、第一点は、保険金の最高制限額を現行五万円より八万円に引上げることであります。第二点は、旧来の小額保険契約の整理、合理化によつて事務の簡素化をはかる問題であります。この第二点につきましては、ほとんど論議の余地はなかつたのでありますけれども、第一の保険金の最高制限額の引上げにつきましては、委員会においても相当論議が行われたのでございます。

本案が去る一月二十五日に委員会に付託せられまして以来、しば〳〵委員会において審議を重ねられ、去る四月二十四日に最後の質疑が行われたのであります。自由党の山本委員、改進党の櫻龍委員、社会党の愛田委員より真剣なる御意見が述べられたのでありますが、それを要約いたしますと、最高制限額を何ゆえ八万円にしたのであるか、その根拠についてただされ、また引上額は、昨年以来、あるいは十万円と呼ばれ、あるいは十五万円とさえ予想されておつたにもかかわらず、政府は何ゆえにこれを八万円と押えたのであるか、これは民間保険との関係によつて何らか制肘せられた結果ではないか、また簡易生命保険は社会保障制度の性格を有し、小額所得者の万一の場合に備えて創設せられた点にかんがみ、今回のごとき低額の引上げであつては、被保険者の万一の場合にはほとんど役に立たないから、さらにこれを増額する意思はないのか、さらにこれに関連しまして、簡易生命保険の積立金の運用に関し、郵政当局はいかにこれを考えておるかという御質問がありました。

これに対して、郵政大臣並びに担当官より、最高制限額を八万円とした根拠は、戦後における経済情勢の変化に即応して決定し、さらに民間保険の無審査加入の平均額を現在七万二千円程度であるから、これとにらみ合して、簡易生命保険の最高制限額を八万円としたのである、また決して第三者の制肘によつて最高制限額を決定したのではないということを言明されたのであります。また将来の増額に関しましては、経済情勢の変化に伴いこれに応ずる意思のあることを表明し、さらに積立金の運用に関しましては、特に郵政大臣より、国会の御意思を尊重して善処することを答弁せられたのであります。

次に共産党の田代委員から、本案のごとき増額は、零細なる被保険者の掛金を集めて軍事費の財源とするのであるから絶対に反対であるという御意見が述べられたのであります。これに対して、郵政大臣から、絶対にそのようなことは考えておらないという答弁がございまして、これにて質疑は終了いたしたのでございます。

採決に先だちまして、自由党の飯塚委員より、本案の附則第一項の施行期日に関する規定中「昭和二十七年三月一日」を「昭和二十七年五月一日」に、「昭和二十七年四月一日」を「昭和二十

七年六月一日」に改めるべき修正案が提出され、次いで討論を省略して採決に入りまして、まず修正案に対する賛否を諮りましたところ、多数をもつて可決し、次いで右修正案を除く原案について採決いたしましたところ、これまた多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第でございます。

以上、簡単でありますが、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　討論の通告があります。順次これを許します。田代文久君。

〔田代文久君登壇〕

○田代文久君　私は、日本共産党を代表して、ただいま上程されました簡易保険法の一部を改正する法律案に対しまして断固反対する次第であります。

簡易保険の制限額を五万円から八万円に上げるというその理由といたしまして、政府は、今日における医療費、葬祭費、遺族生活費並びに物価指数等にかんがみて上げねばならぬと、いかにも社会保障や加入者の利益をはかるような口吻で説明いたしておるのでありまするけれども、またこれに対しまして、はなはだ遺憾なことながら、社会党も、現在八万円に引上げるのではなはだ低い、最小限十万円にすべきが正しいのであるという賛成意見を持つておられまして、これは自由党の委員の諸君から、大いにひとつやつてくれと励まされて強弁されておりますけれども、これは非常にねらいがはずれておる。社会党といたしまして、もし戦争に反対されるという立場に立たれまするならば、断固かくのごとき法案に対しては反対しなければならないというふうに私は考えるものであります。（拍手）

実際問題といたしまして、社会保障あるいは加入者の利益、従業員の利益というようなものは、いずれもおよそ縁遠い結果になつておるのでありまして、実際は、税金としてピストルあるいはこん棒で強奪できなかつたところの大衆の零細なる資金を集め、簡易な生命保険の名のもとでしぼりとつて、アジア侵略戦争の資金として、これを再軍備のために徹底的に使う。なお言いますと、零細なる資金の吸収というのが、法案の終局的な目標になつておるのであります。

簡易保険の金が繰入れられる預金部運用資金というのは一体何であるか。かつては日本帝国主義の戦争資金としまして、戦争中、戦時金融金庫、燃料興業、満鉄、満州拓殖、北支開発、日発、関配、朝鮮銀行等に投資され、役略と軍需工業の第一線に立つて働いた、これは前科者であるのであります。戦後、それゆえに厳重にその使途を限定されておるのでありまするけれども、それにもかかわらず、三千五百億になんなんとする厖大なる資金は、主として間接的ではありますけれども、戦争資金の役割はりつぱに果しておるのであります。それは戦時中の国債一千三百億円を日本銀行から肩がわりいたしておるのであり、また現在預金部資金から電通事業に百三十五億円まわしておるのでございますけれども、その電通事業そのものは、アメリカの軍隊の傀儡でありますところの警察予備隊あるいは警察に対しまして三〇%も使われ、まさにこの事業そのものは半身不随の状態に陥つていることは、皆さんがはつきり認識しなければならない厳然たる事実であります。

郵便大臣は、預金部資金の運用権を大蔵省から郵政省に移譲するならば民生安定、地方財政の補給に使うことができるというような幻想をふりまき、大衆の不満と闘争をその方向へそらそうといたしておりますけれども、米軍の駐留、吉田植民地政府、戦争政府のもとにおきまして、そんなことはまさに夢物語にすぎないのであります。かえつて預金部資金の用途の制限を、インチキな絶対多数の投票仕掛でとつてしまう、公然とアジアの火遊びの資金にすることは、火を見るよりも明らかであります。

簡易保険の積立金は約六百億でありますけれども、郵便貯金よりもずつと長期確実な資金でありまして、それがゆえに政府は、現に東海あるいは東北などにおきましては、郵便局長が、実際におきましては公々然と、これは軍費を集めるためのものであるということを言いまして、強制募集にすでにかり立てられているのであります。郵便局におきましては、朝礼とか、あるいは訓示というようなことが全国的に行われ、大阪などにおきましては、割当を背つて完遂いたしますというがごとき宣誓書を労働者に書かせようとしているのであります。

政府は、従業員組合に対しまして、低い制限額では募集がやりにくいから、職場の苦労を減らすためにやるのだといつておりますけれども、これはまつたく偽りであります。現に、この制限額引上げとともに、郵政省の発表によりますと、二十七年度簡易生命保険の歳入額を五百九十四億円に引上げ、今年度の四百三十一億円に比べますと三五%もふやしているのでございます。これは、新年度の契約募集目標を九億円から十八億円にふやすことと、失効解約減少運動を見込んで一層従業員をこき使おうとしているものであります。実際には、制限額引上げに伴いまして、募集用に非常勤を置き、あるいは固定給を廃止し、出来高拂いによりまして、次第に現在の外勤を公務員の定員のわくの中からはずして、首切りをやろうとしているものであります。

共産党は、この大衆の貴重な資金は、これを再軍備に使うことをやめさせ、そうして保険加入者の利益や、健康保険や、生活保護法から除外されました広汎な大衆の健康と生活を守るた

め、あるいは中小商工業や平和産業の発展、学校建築等に使うことを要求するとともに、このような加入者と全逓労働者の犠牲で政府の戦争資金をふやそうとする本法案に対しましては、断固反対する次第であります。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程せられております簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対しまして、條件付の賛成の意思表示をしたいと思うのであります。（拍手）

この法案におきましては、その重点は保険金額の最高制限額を八万円に引上げるという点にあります。私たちは、すでに終戦後におきまして七年を経過いたし、大衆の資金が郵便貯金に、簡易生命保険に、もしくは郵便年金に吸収され、それによつて国家の事業が運営されて、そのなされた運営が結局大衆の生活安定という方向へ返さるべきであるということを待望して参つたのであります。ところが、現実の経済情勢、特に物価指数の関係とか、あるいは、ただいま提案理由の説明にありましたごとく、老後の生活安定もしくは弔祭費、あるいは最終医療費、もしくは死後における遺家族の生活保障等の諸種の観点より勘案いたしますならば、この簡易保険の最高金額は少くとも十万円を下ることは不当であると思わざるを得ないのであります。（拍手）しかるに、政府は、わずかに三万円の増額をもつて、大衆の生活安定、老後の生活保障もしくは遺家族の生活安全という線に口実を設けておるのでありますが、結果的に見まして、郵政大臣の答弁にありましたごとく、諸種の情勢を勘案するときは、相当額の制限引上げをすべきであるが、民間保険の状況等を勘案して八万円としたのであるというこの問題は、要するに民間保険業者の圧力によりまして、大衆の生活安定の基本線すらも確保できなかつたと言わざるを得ないのであります。

この点において、ただいま共産党の田代さんより、社会党の代議士は、この法案に対していま少し制限額を引上げろという要望であつたが、これは自由党に同調するものであるという、まことにありがたい御託宣をいただいたのでありますけれども、この点は共産党のやり方で行きまするならば、民間保険業者に利益を與え、そうして資本家育成の方向へ行くという結論が出るではございませんか。（拍手）私は、これらの観点を十分勘案いたしまして、保険金額の最高制限額をせめて十万円の限度まできり〳〵一ぱい引上げべきであるということを主張したのであります。

次に、この簡易生命保険の運用権の問題と関連いたしまして一言申し上げたいのであります。資金運用部資金法は、昨年の第十国会におきまして本院を通過いたし、目下この法律施行後満一年を経過したのであります。ところが、この資金運用部資金となりましたところの大衆の零細なる簡易保険の積立金は、どこから出、どれに使われるかということを考えるときに、国家資金の美名のもとに、三百数十億の零細資金を大蔵省が吸収いたしまして、簡易保険出発の事業目的でありましたところの地方産業の開発とか、あるいは地方公共団体の事業育成等に振り向けられることがおろそかにされるという現実であります。この問題につきましては、あくまでも事業経営はその運営と不可分でなければならない、しかるがゆえに、簡易生命保険事業は郵政省に復元をいたしまして、郵政省が独自の立場から、大衆資金を当然また大衆の生活安定に復元してやるという、あたたかい愛情が必要ではないのでありましょうか。

この点におきまして、すでに昭和二十三年の吉田内閣におきまして、閣議決定事項といたしまして、大蔵省資金預金部に預託されておりまするこの簡易保険積立金の運用権を郵政省に復元することの閣議決定がなされ、翌二十四年の五月には、衆参両院におきまして郵政省復元の決議がなされたのであります。越えて二十五年の閣議において、さらに予算的裏づけの決定がなされたのでありまするけれども、二十五年の十一月、ドッジ書簡に名をかりまして、池田大蔵大臣は断固強引に閣議をこの方向へ導き、自由党の方々も、この強引なる池田大蔵大臣に引き込まれて、遂に資金運用部資金法をして国会を通過せしめたのでございます。

こういう諸種の歴史を見るときに、この制限額の引上げられた部分が軍国主義的な要素に万一用いられるということがあつたならば、われ〳〵は断固これに対して反対しなければならないのでありまして、大衆資金の、零細なる資金の吸収されたるこの簡易生命保険の積立金は、どうしてもやはり大衆のほんとうの生活安定に今後復元させるという條件を付してこの制限額を引上げるということが正しいものであると確信しております。（拍手）しかるがゆえに、政府にこの意図をただしましたところ、大臣より、この復元については必ず近き将来において実現するという保証のある言辞が用いられまして、ここに政府といたしましても、その簡易保険積立金運用の前途に対して確約を與えた点を了といたしまして、はなはだ遺憾ではありまするけれども、全国全逓従業員の諸君の猛烈なる要望と、地方公共団体及び簡易保険の加入者たちの熱烈なる要望にこたえまして、この事業経営と運用権の不可分一体の方向を最もすみやかに実現するために全力を傾注することを政府に確約をさせ、もつてこの法案に対して條件付で賛成をいたした次第であります。（拍手）

自由党の諸君は、この法案をぬぐつて二つの流れがあつて、郵政委員の各位が、猛烈に制限額の引上げを十万円線まではと努力したにかかわらず、道

惜ながら、政府の一部圧力により、政府の強引なる議会索引政策にひっかかつて、やむなくこの線にとどめを刺したということにおいて、自由党の内部に、すでに命旦夕に迫るところの、余命幾ばくもない姿を見出し得るのでありますが、こいねがわくは興党の諸君は、少くともこの点において、正しいもののためには断固として守り抜くという信念に徹し、一部の勢力に圧せられて正しいものを曲げる方法を断固粉砕せられんことを要望いたしまして、私の討論を終る次第であります。

（拍手）

○副議長（岩本信行君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）

○副議長（岩本信行君）　参議院から、内閣提出、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、総理府設置法等の一部を改正する等の法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を逐次議題となすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

まず行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年四月二十五日

参議院議長　佐藤尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
総理府		
本府	一、七六九人	
統計委員会	五七人	
公正取引委員会	二四一人	
全国選挙管理委員会	四四人	
国家公安委員会		
国家地方警察	四五、二八〇人	うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。
国家消防庁	一、一二八人	
地方財政委員会	一二七人	
外国為替管理委員会	七四人	
首都建設委員会	二一人	
電波監理委員会	三、〇五四人	
公益事業委員会	七九七人	
土地調整委員会	一八人	
宮内庁	九五二人	
特別調達庁	五、一七三人	
行政管理庁	五八人	
地方自治庁	五二人	
北海道開発庁	三、一四八人	
計	六〇、九七七人	
法務府		
本府	四二、三四二人	うち一〇、九〇七人は、検察庁の職員とする。
中央更生保護委員会	一、一四六人	
司法試験管理委員会	一人	
計	四三、四八八人	
外務省		
本省	一、五八七人	
入国管理庁	一、五六七人	
計	二、四五二人	
大蔵省		
本省	一三、八七四人	
証券取引委員会	一一〇人	
公認会計士管理委員会	一〇人	
国税庁	五二、〇二〇人	
造幣庁	一、八三二人	
印刷庁	八、一二一人	
計	七五、九六七人	
文部省		
本省	六三、五二八人	うち六〇、九六一人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	四四六人	
計	六二、九七四人	

厚生省	
本省	四四、四八七人
引揚援護庁	一、七七九人
計	四六、二六六人
農林省	
本省	二五、八五四人
食糧庁	二八、一一六人
林野庁	二二、一一五人
水産庁	一、五〇四人
計	七七、五八九人
通商産業省	
本省	七、七九七人
資源庁	五一六人
工業技術庁	四、四一七人
特許庁	六七二人
中小企業庁	一六六人
計	一三、五六八人
運輸省	
本省	一三、八二九人
船員労働委員会	五四人
捕獲審検再審査委員会	五人
海上保安庁	一三、〇〇七人
海難審判庁	九〇人
航空庁	一、二〇九 一、二四五人

郵政省	
本省	二四六、六三〇人
電気通信省	
本省	一五〇、四一八人
本省	一九、九七九人
中央労働委員会	九〇人
公共企業体仲裁委員会	一六人
国有鉄道中央調停委員会	一三人
専売公社中央調停委員会	一〇人
国有鉄道地方調停委員会	四九人
専売公社地方調停委員会	三〇人
計	二〇、一八六人
建設省	
本省	一〇、一五二人
経済安定本部	
本部	八〇一人
経済調査庁	一、九四一人
外資委員会	一五人
計	二、七五七人
計	二六、一九四 二八、二三〇人
合計	八四一、六一九 八四一、六三五人

附則

1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十七年四月一日から施行する。但し、行政機関職員定員法第二條第一項の改正規定中捕獲審検再審査委員会に関する部分は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2　賠償庁においては、改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、日本国との平和條約の最初の効力発生の日の前日までの間、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定による定員の職員を置くことができる。

3　改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千二百五十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、通商産業省の本省の職員の定員は、八千百四十三人とする。

4　各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第二條の規定による定員（通商産業省の本省の職員については、八千二百五十六人）をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

5　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項の項番号並びに附則第二項及び第三項を削る。

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よって参議院の修正に同意するに決しました。

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、参議院回付）

○副議長（岩本信行君）　次に総理府設置法等の一部を改正する等の法律案の参議院回付案を議題といたします。

昭和二十七年四月二十五日　衆議院会議録第三十五号　戦傷病者戦没者遺族等援護法案（参議院回付）

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年四月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第一條中総理府設置法第十六條の二の改正規定並びに第二條第二号及び第六條の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　旧賠償庁臨時設置法第一條第六号に規定する特殊財産（略奪品の没收及報告に関する件（昭和二十一年外務省令第二十五号）に規定する略奪品、連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）に規定する連合国財産、ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）に規定するドイツ財産及び朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十六年政令第四十号）に基き整理される財産を除く。）でこの法律施行の際その管理及び処理に関し内閣総理大臣が所管しているものは、この法律施行後、当分の間、大蔵大臣が所管するものとし、その事務は、大蔵省管財局においてつかさどるものとする。

3　この法律施行前に改正前の朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令に基いてした処分、手続その他の行為は、改正後の同令に基いてしたものとみなす。

4　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　号）附則第四項の規定により、昭和二十七年六月三十日までの間、旧賠償庁において定員の外に置くことができる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、外務省の本省の職員の定員の外に置くものとする。

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

――――――

戦傷病者戦没者遺族等援護法案（内閣提出、参議院回付）

○副議長（岩本信行君）　次に戦傷病者戦没者遺族等援護法案の参議院回付案を議題といたします。

――――――

戦傷病者戦没者遺族等援護法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年四月二十五日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は参議院修正）

戦傷病者戦没者遺族等援護法案の一部を次のように修正する。

（この法律の目的）

第一條　この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き、年金又は一時金を支給すること等により、軍人軍属であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。

（援護の種類）

第五條　この法律による援護は、左の通りとする。

一　障害年金の支給

二　更生医療の給付

三　補装具等の支給

四　国立保養所への收容

五　遺族年金の支給

六　遺族一時金の支給

（裁定）

第六條　障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けようとする者の請求に基いて厚生大臣が行う。

第二章　援護

第一節　戦傷病者等に対する援護

（障害年金の支給）

第七條　軍人軍属であつた者が在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、昭和二十七年四月一日（左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日）において、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症に定める程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一　昭和二十七年四月一日以後復員する者で、その復員の日において当該負傷又は疾病がなおつているものについては、その復員の日

二　昭和二十七年四月一日以後未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）第八條の二〇又は未復員者給與法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号）附則第二條の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなおつた日又はなおらないで同條の規定により療養を受けることができる期間を経過した日

2　軍人軍属であつた者が在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合において、昭和二十七年四月一日以後、前項各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日以後）において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具廃疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

3　前二項の場合において、軍属であつた者に対しては、その不具廃疾が昭和二十年九月二日前に生じた負傷又は疾病によるものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、障害年金を支給する。

（障害年金の額）

第八條　障害年金の額は、左の表の通りとする。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	六六、〇〇〇円
第一項症	五四、〇〇〇円
第二項症	四八、〇〇〇円
第三項症	四二、〇〇〇円
第四項症	三六、〇〇〇円
第五項症	三〇、〇〇〇円
第六項症	二四、〇〇〇円

（障害年金の支給を受けることができない者）

第十一條　左に掲げる者には、障害年金を支給しない。

一　重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具廃疾となつた者

二　第七條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた日において、日本の国籍を有しない者及びその日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、日本の国籍を失つた者

三　第七條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた日以後、昭和二十七年三月三十一日以前に、第十四條第一項第二号に該当した者

（夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母に対する遺族年金の支給條件）

第二十五條　夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族年金は、これらの遺族が昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、それぞれ左の各号に規定する條件に該当する場合及びその後はじめてそれぞれこれらの條件に該当するに至つた場合に支給する。

一　夫については、不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

二　子については、十八歳未満であつて、配偶者がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。

三　父及び母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができないこと。又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

四　孫については、十八歳未満であつて、配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

五　祖父及び祖母については、六十歳以上であつて、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

2　昭和二十八年三月三十一日までの間に六十歳に達した父、母、祖父又は祖母は、前項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において六十歳であるものとみなす。

（遺族年金の支給を受けることができない者）

第二十九條　左に掲げる遺族には、遺族年金を支給しない。

一　重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二　死亡した者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前又は第二十五條〇第一項〇各号の一に規定する條件に該当するに至つた日以後、第三十一條第二号、第三号又は第五号から第七号までの一に該当した遺族

（遺族年金の始期及び終期）

第三十條　遺族年金の支給は、昭和二十七年四月（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

2　前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第二十五條〇第一項〇各号の一に規定する條件に該当するに至つたことによつて支給する遺族年金については、その支給は、同條〇第一項〇各号の一に規定する條件に該当するに至つた日の属する月から始める。

（遺族年金を受ける権利の消滅）

第三十一條　遺族年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一　死亡したとき。

二　日本の国籍を失つたとき。

三　離縁によつて、死亡した者との親族関係が終了したとき。

四　夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、第二十五條〇第一項〇各号に規定する條件に該当しなくなつたとき。

五　配偶者については、婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じ。）したとき、又は第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

六　子及び孫については、第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

七　父、母、祖父又は祖母が婚姻したとき。

（遺族一時金の支給）

第三十四條　昭和十六年十二月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、

用慰のため、遺族一時金を支給する。

2　前項の規定の適用については、旧国家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州総動員令（昭和十四年勅令第六百九号）を含む。）に基いて適用され、又は総動員業務につき協力をさせられた者で第二條第一項第二号に該当したいもの、及びもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者（昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員となつた者を含む。）で第二條第一項第二号に該当しないものは、軍属とみなし、徴用若しくは協力に係る作業若しくは通知を受けた日から徴用若しくは協力を解除された日までの期間内における業務上の負傷若しくは疾病、又はその者の当該戦闘に参加した期間（国民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出動した期間）内における当該戦闘（国民義勇隊の隊員であつた者については、出動中において従事した業務）に基く負傷若しくは疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

3　第一項の規定の適用については、特別未帰還者給與法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一條に規定する特別未帰還者は、軍属とみなし、その者の昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基く負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

4　第二十三條第二項の規定は、第一項及び第二項前項の場合に準用する。

（遺族の範囲）

第三十五條　遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする。

2　第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（遺族の順位）

第三十六條　遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、左に掲げる順序とする。但し、○父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

一　配偶者（死亡の日以後昭和二十七年三月三十一日以前に、前條第一項に規定する遺族（以下本條において遺族という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。但し、遺族以外の者と離縁した場合でも、死亡した者と同じ氏を称していた配偶者がその氏を改めないで婚姻したときは、未号の順位とする。）（第七号に掲げる者を除く。）

二　子（昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日。以下本條において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）（第八号に掲げる者を除く。）

三　父母（第九号に掲げる者を除く。）

四　孫（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）（第十号に掲げる者を除く。）

五　祖父母（第十一号に掲げる者を除く。）

六　兄弟姉妹（昭和二十七年四月一日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。）（第十二号に掲げる者を除く。）

七　子（第二号において同号の順位から除かれている子を除く。）

八　昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日。この條中以下同じ。）において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない子（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた子及び婚姻前の氏に復した配偶者の氏を称する子を除く。又は死亡した者の氏と同じ氏を称していても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである子（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた子及び婚姻前の氏に復した子の氏を称する子を除く。）

九　昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない父母（遺族と婚姻した父母を除く。）又は死亡した者の氏と同じ氏を称していても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである父母（遺族と婚姻した父母を除く。）

十　昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない孫（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた孫及び婚姻前の氏に復した子の氏を称する孫を除く。）又は死亡した者の氏と同じ氏を称していても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである孫（遺族と婚姻した孫を除く。）

十一　昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない祖父母（遺族と婚姻した祖父母を除く。）又は死亡した者の氏と同じ氏を称していても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである祖父母（遺族と婚姻した祖父母を除く。）

十二　昭和二十七年四月一日において、死亡した者の氏と同じ氏を称していない兄弟姉妹（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた兄弟姉妹を除く。）又は死亡した者の氏と同じ氏を称していても、その同じ氏を称するに至つた事由が、死亡した者と親族関係にあること以外の事由に基くものである兄弟姉妹（遺族と婚姻し、又は遺族の養子となつた兄弟姉妹を除く。）

（遺族一時金の額及び記名国債の交付）

第三十七條　遺族一時金の額は、死亡した者一人につき五万円（死亡した者が第三十四條第二項及び第三項に掲げる者であつて、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する場合には、一につき三万円）とし、

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前四項に定めるものの外、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（遺族一時金の支給を受けることができない者）

第三十八條　左に掲げる遺族には、遺族一時金を支給しない。

一　重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二　死亡した者の死亡の日以後、昭和二十七年三月三十一日以前に、第三十一條第二号又は第三号に該当した遺族

三　禁こ以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日（死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族（刑の執行猶予の言渡を受けた遺族を除く。）

（準用規定）

第三十九條　第十六條第三項の規定は、遺族一時金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同條の規定は、遺族一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族一時金の請求又はその支給の請求について準用する。

第三章　不服の申立

（不服の申立）

第四十條　障害年金、遺族年金又は遺族一時金に関する処分に不服がある者は、その処分の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生大臣に不服の申立をすることができる。

2　前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3　厚生大臣は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても、不服の申立を受理することができる。

（時効）

第四十五條　障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

（譲渡又は担保の禁止）

第四十六條　障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押の禁止）

第四十七條　障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利及び第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。但し、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。

（非課税）

第四十八條　障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受ける金品及び遺族一時金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人が受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2　援護に関する書類には、印紙税を課さない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

2　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

3　昭和二十七年四月一日において、軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けている者については、その不具廃疾の程度に応ずる障害年金を受ける権利につき、厚生大臣の裁定があつたものとみなす。昭和二十七年四月二日以後に軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けた者についても、同様とする。

4　前項の場合において、当該増加恩給が恩給法第五十條第一項の規定による有期のものであるときは、前項の規定により裁定があつたものとみなされた障害年金については、その期間（その期間の一部が昭和二十七年三月三十一日以前に経過したものであるときは、その残期間）につき、第九條第一項の規定による期限が附せられたものとする。

5　軍人たるによる増加恩給を受けることができる者に対する同一の事由による障害年金は、その増加恩給を受ける権利につき裁定があつた場合にのみ支給する。

6　第三項の場合においては、増加恩給と障害年金を併給しないで、障害年金の額が増加恩給の額をこえるときは、障害年金のみを、その他のときは、増加恩給のみを支給するものとする。但し、障害年金の額が増加恩給の額をこえる場合において、その増加恩給につき担保権が設定されているときは、その担保権が存続する間は、この限りでない。この場合においては、その担保権を存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除するものとする。

7　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が、同一の事由により、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受けることができるときは、その支給を受けることができる期間、船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の支給を停止する。但し、遺族年金については、

船員保険法の規定により支給を受ける遺族年金の額（同法第五十條ノ三の規定による加給金を含む。）が、この法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額（遺族が配偶者であつて、その者に船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子がある場合においては、その子がこの法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額に相当する額を合算した額）をこえる部分については、この限りでない。

8　前項の規定により支給を停止され、又は停止されたことのある遺族年金につき、その支給を受ける者がその権利を失つた場合において、船員保険法の規定によつて遺族年金の支給を受けるべき者が他にないときは、左に掲げる障害年金及び遺族年金の額の合算額を、同法第五十條ノ六第四号に規定する「既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ト其ノ遺族カ其ノ者ノ死亡ニ關シ支給ヲ受ケタル遺族年金トノ合算額」とみなして、同号の規定を適用する。

一　船員保険法の規定によつて支給を受けた障害年金

二　障害年金を受けた者の死亡に関して、船員保険法の規定によつて支給を受けた遺族年金

三　この法律の規定によつて支給を受けた障害年金

四　前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された遺族及び船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子が、障害年金の支給を受けた者の死亡に関して、この法律の規定によつて支給を受けた遺族年金

9　第三十七條第二項の規定により発行する国債の昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までの利子については、前拂をすることができる。

10　遺族年金を受ける権利を有する者につき、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年二月二十八日までの間において当該年金を受ける権利が消滅する事由が生じた場合においては、第三十條第一項の規定にかかわらず、当該年金の支給の終期は、昭和二十八年三月とする。

11　遺族年金を受ける権利を有する者につき、昭和二十八年二月二十八日以前において遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合には、第三十三條において準用する第十五條の規定にかかわらず、昭和二十八年三月までは当該年金の支給は停止しない。

112　遺族年金は、昭和二十七年度分に限り、第四十三條の規定にかかわらず、政令で定める期月に、政令で定めるところにより、遺族年金の支給を始める月分から昭和二十八年三月分まで（遺族年金の支給を停止する事由が当該年金を支給する日前に生じたときは、当該事由の生じた日の属する月分まで）とまとめて支給することができる。

213　前項の規定により遺族年金を支給した後に○遺族年金の支給を停止する事由又は○第二十七條第二項の規定により○各遺族に支給すべき遺族年金の額に変更を生ずべき事由が生じた場合における返還すべき金額の返還その他に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

14　前項の規定は、第十一項の規定により遺族年金を支給した後に、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の権利に影響を及ぼさない。

315　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第七号の次に次の一号を加える。

七の二　戦傷病者の保護更生に関する調査及び企画を行い、並びにこれを実施すること。

第十五條中「国立身体障害者更生指導所」を「国立身体障害者更生指導所」に改める。

第二十六條の次に次の一條を加える。

（国立保養所）

第二十六條の二　国立保養所は、重度の身体障害を有する旧軍人軍属等を収容し、医学的管理の下に、その保養を行わせる機関とする。

2　国立保養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

416　引揚援護庁設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事務を行うこと

第五條第五号の次に次の二号を加える。

六　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する調査企画の事務（厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行うこと

七　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第　号）に基く援護の実施に関する事務（厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行うこと

第六條中第三号の次に次の一号を加える。

三の二　戦傷病者戦没者遺族等援護法の実施に必要な旧軍人軍属の調査を行うこと

第二章中第七條の次に次の一條を加える。

（附属機関）

第七條の二　戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、議決し、及び厚生大臣に対して意見を述べさせるため、引揚援護庁の附属機関として援護審査会を置く。

2　援護審査会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第十一條中「これに関連する事務」の下に「並びに旧海軍に関する第六條第三号の二の事務」を加える。

517　社会保険診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十三條第三項」の下に「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第　号）第十九條第三項」を、同條第三項中「前項の場合においては」の下に「、厚生大臣、」を加える。

618　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「老年者でないものをいう。」の下に「但し、左に掲げる者が戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下遺族等援護法という。）第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、扶養親族の有無を問わないものとする。」を加える。

第十五條の二第二項中「四千円」の下に「（当該不具者が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

第十五條の三中「四千円」の下に「（当該老年者が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

第十五條の四中「四千円」の下に「（当該寡婦が遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、六千円）」を加える。

第十五條の五中「四千円」の下に「（当該勤労学生が老年者又は寡婦でない場合において、遺族等援護法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者であるときは、六千円）」を加える。

第三十八條第一項第一号から第四号まで及び第七号中「又は勤労学生であるかどうか」を「若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である場合には、その事実」に改める。

第三十九條第一項中「その事実」の下に「、自己が遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者である場合又は同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である場合にはその事実」を加える。

第四十條中「又は勤労学生であるかどうか」を「若しくは勤労学生であるかどうか又は遺族等援護法第七條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるかどうか」に改める。

第六十二條第一項中「勤労学生であるかどうかの別」を「勤労学生であるかどうか及び遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうかの別」に改める。

別表第二イ月額表中「から334円を控除した金額」を「から324円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、600円）を控除した金額」に改め、同表ロ週額表中「から78円を控除した金額」を「から78円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、117円）を控除した金額」に改め、同表ハ日額表中「から12円を控除した金額」を「から12円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、17円）を控除した金額」に改める。

別表第四中「4,000円を控除した金額」を「4,000円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、6,000円）を控除した金額」に改める。

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十四條（国債の買上代金及び元利金の支拂）郵便局において、省令の定めるところにより、加入者のため、国債を買い上げ、又は国債の元利金を支拂つたときは、口座所管庁において、その買上代金又は元利金の支拂に要した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十五條（取扱料金）前條の規定による拂出に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の金額の範囲内において、郵政大臣が定める。

一　国債を買い上げた場合　国債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相当する金額

二　国債の元利金を支拂つた場合　支拂金額の千分の四十に相当する金額

○副議長（岩本信行君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

出席国務大臣

運輸大臣　村上義一君
郵政大臣
電気通信大臣　佐藤榮作君
国務大臣　岡野清豪君
国務大臣　山崎猛君

出席政府委員

内閣官房長官　保利茂君
行政管理庁次長　大野木克彦君
法制意見長官　佐藤達夫君
法務府法制意見第一局長　高辻正巳君
刑政長官　清原邦一君
引揚援護庁次長　田辺繁雄君
農林政務次官　野原正勝君
運輸大臣官房観光部長　間嶋大治郎君
経済安定政務次官　福田篤泰君

朗読を省略した報告

一、昨二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

海上保安庁法の一部を改正する法律

一、昨二十四日本院は衆議院議員中原健次君が広島地方専売公社調停委員会委員に就くことができると議決し、その旨参議院に通知した。

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る二十三日議長において承認した竹中喜満太を昨二十四日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十四日法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　鍛冶良作君（理事北川定務君昨二十四日理事辞任につきその補欠）

理事　山本好一君（理事抑谷富三君去る三月三十一日委員辞任につきその補欠）

理事　鈴木義男君（理事田万廣文君去る二十二日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　鈴木　義男君
地方行政委員　小西　寅松君
法務委員
大西　正男君
大蔵委員　石川金次郎君
文部委員　山本　久雄君
通商産業委員　橘　直治君
小金　義照君　横田甚太郎君
郵政委員
池田正之輔君　平島　良一君
宮原幸三郎君
電気通信委員
高塩　三郎君　田万　廣文君
労働委員　川崎　秀二君
経済安定委員　風早八十二君

一、昨二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　田万　廣文君
地方行政委員　橘　直治君
法務委員
川崎　秀二君　鈴木　義男君
大蔵委員　宮原幸三郎君
文部委員　平島　良一君
通商産業委員
池田正之輔君　風早八十二君
郵政委員
小金　義照君　小西　寅松君
高塩　三郎君
電気通信委員
山本　久雄君　石川金次郎君
労働委員　大西　正男君
経済安定委員　横田甚太郎君

一、昨二十四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

行政監察特別委員　竹村奈良一君

一、昨二十四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

行政監察特別委員　木村　榮君

一、常任委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長はいずれもこれを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
破壊活動防止法案（内閣提出第一七〇号）
公安調査庁設置法案（内閣提出第一七一号）
公安審査委員会設置法案（内閣提出第一七二号）

一、意見を聞こうとする問題
破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求める。

昭和二十七年四月二十一日
法務委員長　佐瀬　昌三
衆議院議長林譲治殿

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
臨時石炭鉱害復旧法案（内閣提出第一五九号）

一、意見を聞こうとする問題
臨時石炭鉱害復旧法案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求める。

昭和二十七年四月二十四日
通商産業委員長　中村　純一
衆議院議長林譲治殿

一、昨二十四日常任委員長から次の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案
破壊活動防止法案（内閣提出第一七〇号）
公安調査庁設置法案（内閣提出第一七一号）
公安審査委員会設置法案（内閣提出第一七二号）

一、意見を聞く問題
破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案について

一、公聴会の日時
昭和二十七年四月三十日及び五月二日　午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十七年四月二十四日
法務委員長　佐瀬　昌三
衆議院議長林譲治殿

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案
臨時石炭鉱害復旧法案（内閣提出第二五九号）

一、意見を聞く問題
臨時石炭鉱害復旧法案について

一、公聴会の日時
昭和二十七年五月七日　午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十七年四月二十四日
通商産業委員長　中村　純一
衆議院議長林譲治殿

一、昨二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。
塩専売法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
塩専売法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七七号）　大蔵委員会　付託
耐火建築促進法案（鈴木仙八君外十三名提出、衆法第三四号）　建設委員会　付託

一、昨二十四日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
特許法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
公務員等の欠格減免除等に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案

一、昨二十四日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
海上保安庁法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日提出した緊急質問は次の通りである。
爆藻漁業等による漁場荒廃取締に関する緊急質問（前田榮之助君提出）

一、去る十八日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員深澤義守君提出麦角に関する質問に対する答弁書

〔参照〕
麦角に関する質問主意書

先般、輸入食糧中に麦角が発見されて問題になつたようであるが、消費者に多大の不安があるとともに日本のライ麦の中にも最近麦角が発見されたことを聞いているので、食糧問題の上に重大であるから、次の諸点につき質問する。

一　麦角の発生は人為的なものであるか、自然的なものであるか。その原因とその人体に及ぼす影響について政府の見解を承りたい。

二　麦角の発生は、未熟食糧が長期保管のために食糧として価値なき状態に変質したものが、温度湿度等の関係によつて微生物の活動が促進されて生ずるものと聞くが、政府はいかに考えるか。

三　麦角の混入せるものは未熟のもので、本来ならば食糧検査によつて、飼料若しくは肥料に落さるべきものであつて、食糧中に麦角が発生することは検査の不充分に帰因するものと聞くが如何。

四　麦角の発見された輸入食糧の輸入先は何国であるか。

五　麦角の混入せる食糧の量はどのくらいであつたか。その発見は輸入検査の段階においてか、あるいは加工、配給の段階においてなされたのか。

六　麦角の混入せる食糧による被害数量及び状況はどうであつたか。これに関する輸出国に対する苦情問題はいかに解決されたか。

七　麦角の処理はいかにされたか。今後の危険に対する政府の対策はどうか。

八　国際的にこのような問題が他にあつたか。これに対して、国連機構において調査、研究、対策等が行われたことがあるか、その事情を聞きたい。

右質問する。

昭和二十七年四月十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林譲治殿

衆議院議員深澤義守君提出麦角に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員深澤義守君提出麦角に関する質問に対する答弁書

一　麦角の発生は、病菌が麦の開花期に寄生して発生するものであつて、人為的のものでなく自然的のものである。摂取量多量に上れば敗れん性の中毒を起す。その限界は一回二粒、一日十粒程度である。

二　麦角の発生は、麦の立毛中に病菌が寄生することによるので貯蔵とは関係がない。ただ立毛中の温湿度がその発生に影響することはいうまでもない。

三　麦角の混入率の許容限界は、輸出国の輸出検査規格に規定されており、わが国で発見されたものはいずれもその限界の範囲内であるから、検査の不備とはいいえない。

四　その大部分はカナダ、一部はアメリカである。今年特に問題となつた理由は、これらの国の麦の開花期中の異常気象によるものと推定せられる。

五　昭和二十六年三月末日現在、その累計は一五六、〇九五トンであり、その発見はすべて輸入検査の段階であつた。

六　輸入食糧中に発見された麦角の混入率は、きわめて少であり、これにより被害を受けることは考えられない。

麦角の混入率についての許容限界は、アメリカ、カナダの公式検査規格に規定せられている（最も多い場合で、アメリカ〇・三％、カナダ〇・二五％）。

現在までに輸入せられたものの混入率は、最高〇・〇〇五％―〇・〇〇〇二％であるので、クレームの対象にはならないが混入率の少ないものを特に要望している。

七　食糧としての毒性は非常に軽微なものと考えられているので、具体的対策はとられていないが、加工工程においてはできるだけ精選分離を行い、精選かすは焼却処分するよう指示している。

飼料として家畜に対する影響は問題でないが、ただうまやごえ等によつて畑にさん布されることの危険はあるので、その対策は考究中である。

八　日本においてはきわめて例外的のことであるが、諸外国においては麦角の問題は常態的であり、その混入程度はおおむね許容限界内であるので、これに対して特殊の対策はとられていないようである。

国連機構において麦角の研究をしているかどうかはいまだきいていない。

右答弁する。